

第10回献血推進運動中央連絡協議会議事次第

平成20年11月5日(水)
13:30~17:00
弘済会館 4階 「萩の間」

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 委員紹介

4. 資料説明

5. 協議事項

① (1) 各ブロック代表から「『献血構造改革』の主な事項に関する取組」の紹介

(2) 上記について協議

② (1) 各ブロック代表から「業務集約に伴う需給の考え方について」の紹介

(2) 上記について協議

…………… 休 憩 ……………

③ (1) 各ブロック代表から「市町村合併等を踏まえた、今後の地域献血の在り方について」の紹介

(2) 上記について協議

6. 学生キャンペーンの紹介

7. 課長挨拶

8. 閉 会

第10回献血推進運動
中央連絡協議会
会議資料

平成20年11月5日(水)
厚生労働省医薬食品局血液対策課

第10回献血推進運動中央連絡協議会 会議資料

資料1：献血推進運動中央連絡協議会の設置要綱及び実施要領等

資料2：献血者の推移のグラフ等

資料3：献血構造改革の重点事項について

資料4：平成20年度の献血の推進に関する計画

資料5：平成20年度の血液製剤の安定供給に関する計画(需給計画)

資料6：平成21年度献血推進関係予算概算要求の概要

資料7：献血推進のあり方に関する検討会

資料8：白血球除去処理によるものと思われる
血漿分画製剤の収量低下について

資料9-1：「献血構造改革」の主な事項に関する取組

- ・ 北海道・東北ブロック
- ・ 関東・甲信越ブロック
- ・ 東海・北陸・近畿ブロック
- ・ 中国・四国ブロック
- ・ 九州ブロック

資料9-2：業務集約に伴う需給の考え方について

- ・ 北海道・東北ブロック
- ・ 関東・甲信越ブロック
- ・ 東海・北陸・近畿ブロック
- ・ 中国・四国ブロック
- ・ 九州ブロック

資料9-3：市町村合併等を踏まえた、今後の地域献血の在り方について

- ・ 北海道・東北ブロック
- ・ 関東・甲信越ブロック
- ・ 東海・北陸・近畿ブロック
- ・ 中国・四国ブロック
- ・ 九州ブロック

献血推進運動中央連絡協議会設置要綱

1. 目的

献血血液による血液製剤の国内自給を推進するため、献血推進活動に携わる関係者が効果的な献血推進方策や献血推進上の諸問題等について協議を行う場として献血推進運動中央連絡協議会（以下「献血中央協議会」という。）を設置し、もって、全国的な献血推進運動のより一層の推進を図ることを目的とする。

2. 構成

協議会の会長は、厚生労働省医薬食品局長とし、委員は次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(ア) 別添の地区ごとに次に定める者

- ・都道府県代表者 1名
- ・都道府県献血推進協議会代表者 1名
- ・市町村代表者 1名
- ・日本赤十字社各都道府県支部代表者 1名
- ・日本赤十字社各都道府県血液センター代表者 1名

(イ) 日本赤十字社本社代表者 1名

(ウ) (財) 血液製剤調査機構代表者 1名

(エ) 献血ボランティア団体代表者 若干名

3. 業務

献血中央協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 効果的な献血推進方策についての情報交換及び協議
- (2) 献血推進上の諸問題等への対応策についての情報交換及び協議
- (3) 献血協力団体の育成方策等についての情報交換及び協議
- (4) その他献血推進運動の推進に関すること

4. 運営

- (1) 献血中央協議会の庶務は、厚生労働省医薬食品局血液対策課において処理する。
- (2) 前各項に定めるもののほか、献血中央協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

5. 附則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

(別 添)

地 区 名	都 道 府 県 名
北海道 地区 東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県 (7道県)
関東 地区 甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、新潟県 山梨県、長野県 (10都県)
東海 北陸地区 近畿	富山県、石川県、福井県、岐阜県、 静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県 (13府県)
中国 地区 四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県 (9県)
九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (8県)

献血推進運動中央連絡協議会実施要領

献血推進運動中央連絡協議会（以下「献血中央協議会」という。）の実施に必要な事項を以下のとおり定める。

1. 実施時期

原則、年1回の開催とする。

2. 委員の推薦及び任期等

(1) 設置要綱2の（ア）別添の地区ごととは、厚生労働省主催血液関係ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）を言う。このブロック会議の代表者は、原則、同会議の幹事となる都道府県（以下「ブロック会議幹事県」という。）とする。ただし、ブロック内の協議により幹事県以外の代表者を委員として推薦することができるものとする。

なお、代表者の推薦に当たっては以下の点を考慮されたいこと。

ア. 都道府県代表者は、原則、ブロック会議幹事県の衛生関係部局長又は薬務主管担当課長が適当であること。

イ. 献血推進協議会代表者は、献血推進協議会委員として積極的に活動している者から推薦するものとし、対象となる献血推進協議会は、必ずしも都道府県献血推進協議会に限るものではないこと。

ウ. 市町村代表者は、献血推進に協力的な市町村から推薦するものとし、原則、管理職相当の者が適当であること。

エ. 赤十字関係代表者の推薦に当たっては、ブロック会議幹事県において赤十字関係者と協議されたいこと。

(2) 委員の任期は原則1年とする。但し、再任を妨げない。

(3) 参考人の出席

必要に応じて関係省庁等の担当者に対し、参考人として出席を依頼するものとする。

3. 実施方法

献血中央協議会は、次のとおりとする。

(1) 献血中央協議会代表者の推薦は、厚生労働省の推薦依頼通知に基づき、ブロック会議幹事県が推薦するものとする。

(2) 各都道府県及び関係機関は、ブロック会議等において次の事項について協議を行い、ブロック会議代表委員がその結果を献血中央協議会に報告し、協議する。

ア. 効果的な献血推進方策及びその事例

イ. 献血推進上の諸問題等への対応策

ウ. 献血協力団体の育成方策等

エ. その他献血推進運動の推進に関すること

(3) ブロック会議代表委員は、ブロック内の献血推進方策に資するよう献血中央協議会の情報を適宜に関係機関へ周知する。

(4) 各都道府県は、献血中央協議会の検討結果を管下の献血推進協議会等に提供し、献血推進活動に反映させる。

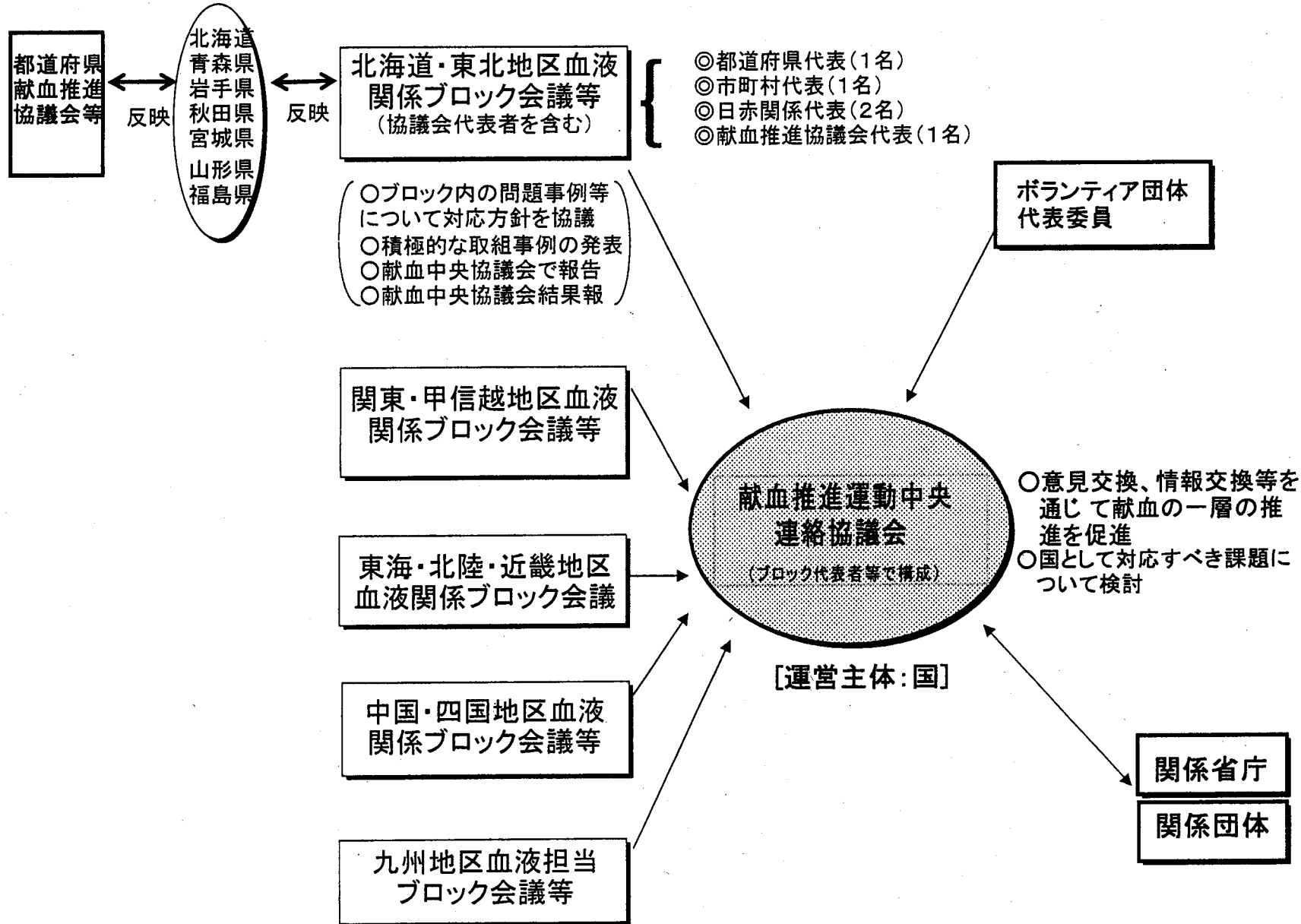
4. 予算等

献血中央協議会に係る経費は厚生労働省が支給する。

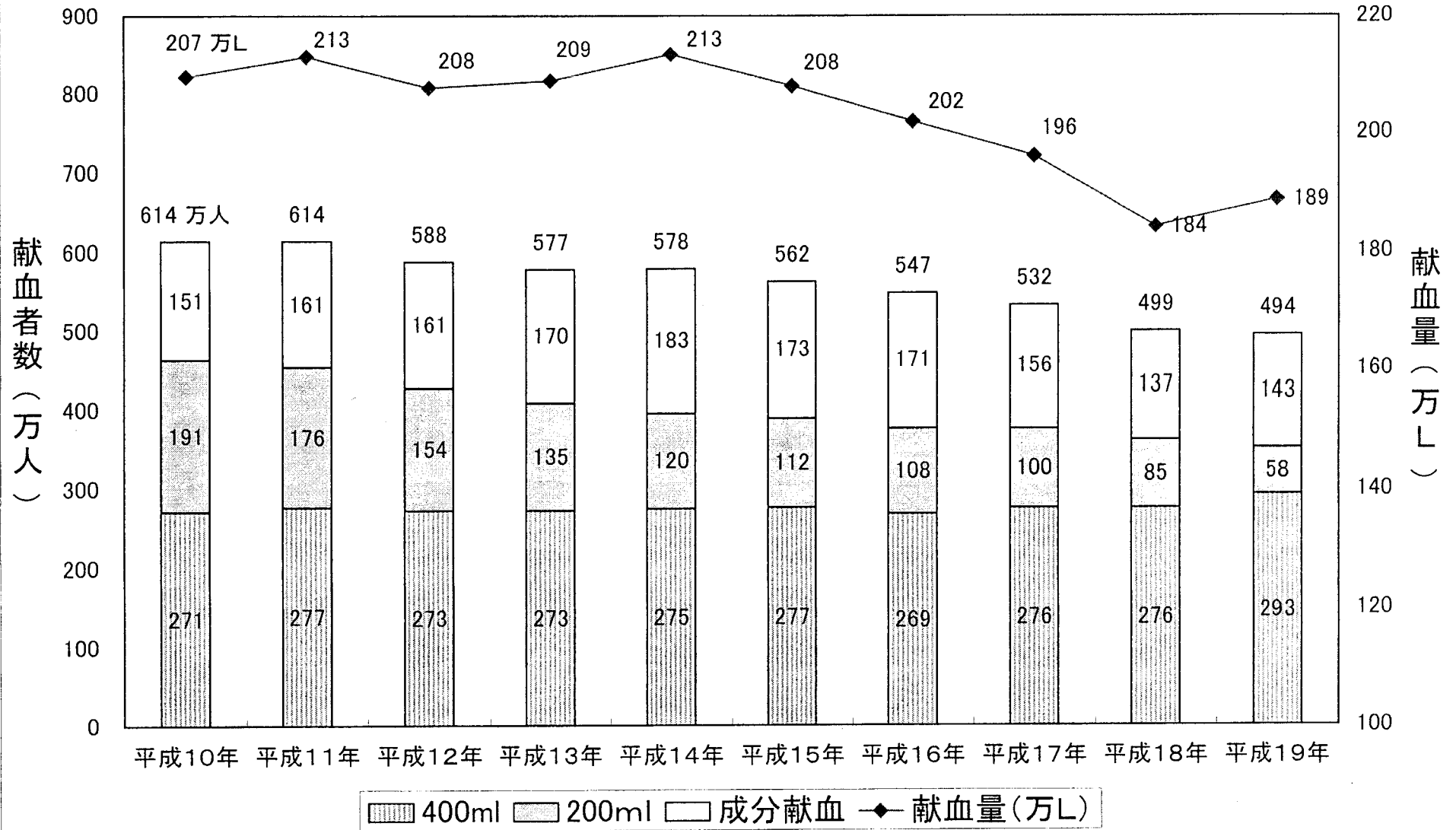
5. 公開等

本会は原則公開とする。

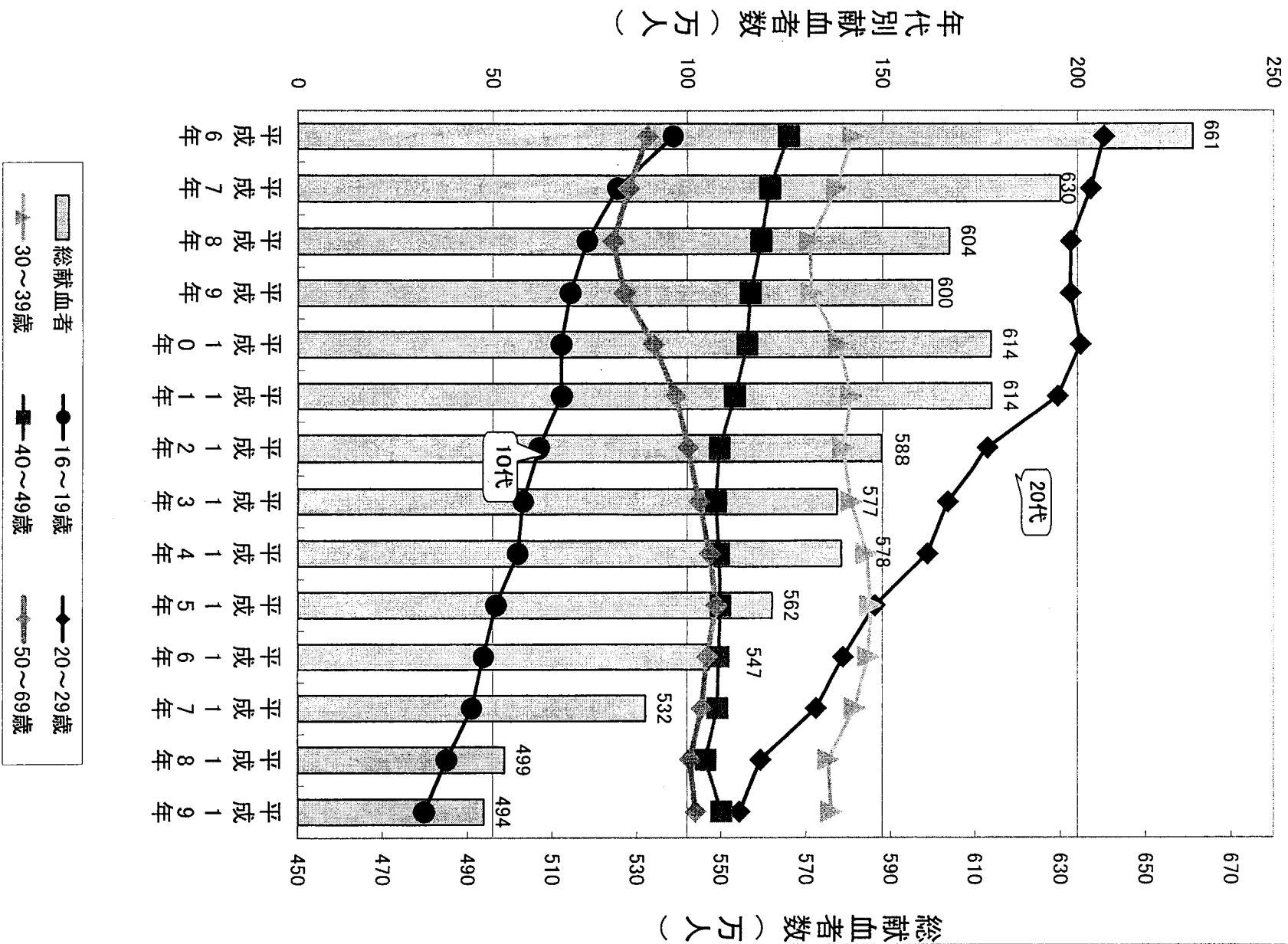
献血推進運動中央連絡協議会運営概念図



献血者数及び献血量の推移

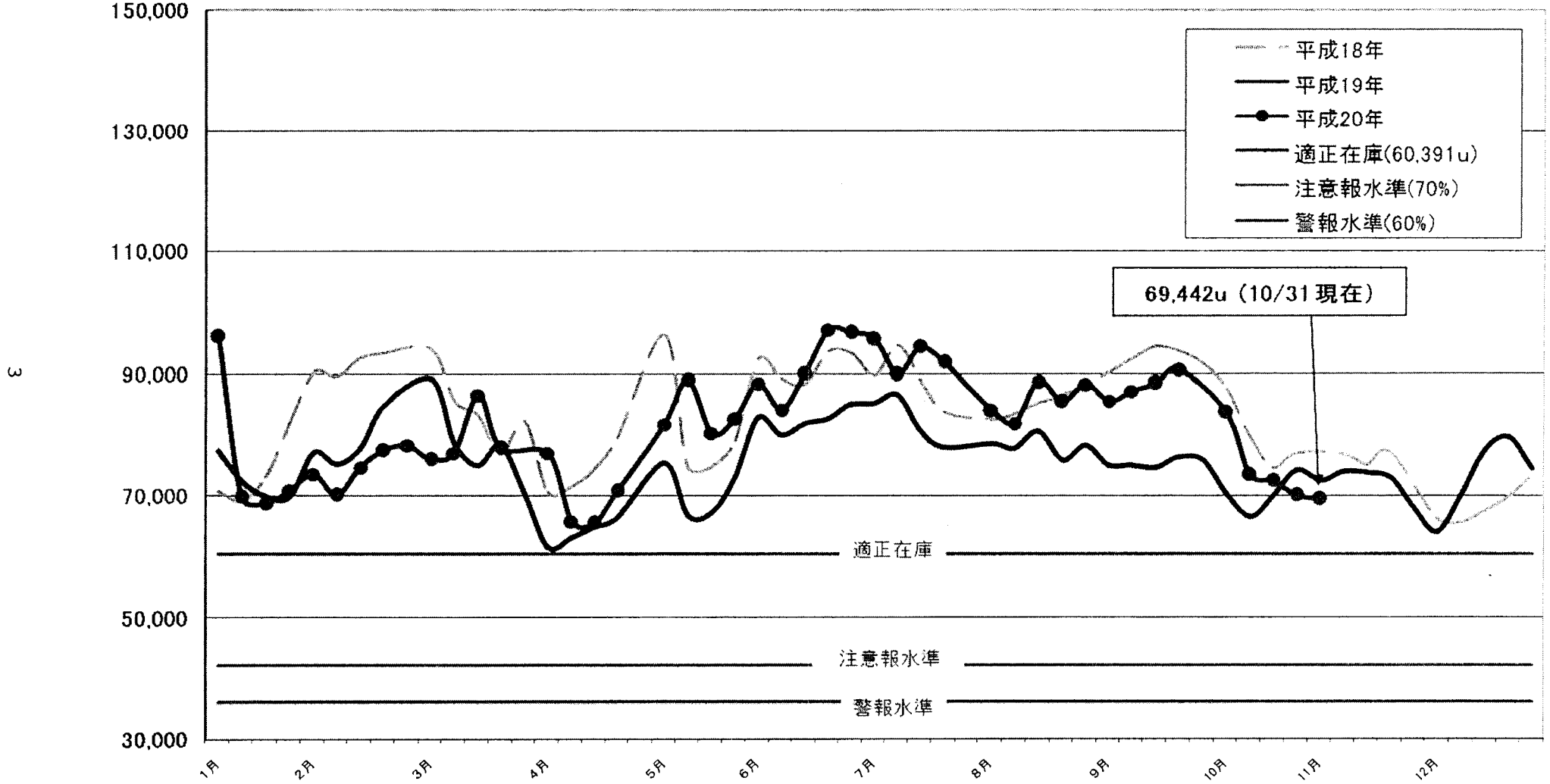


年代別献血者の推移



赤血球在庫の推移(全国集計)

(u)



69,442u (10/31 現在)

適正在庫

注意報水準

警報水準

献血構造改革の重点事項について

1 献血構造改革の方向性

- (1) 血液の消費に占める高齢者の割合が今後増大することから、供給において若年者層が安定的に需要を持続的に支えていく持続可能な血液の需給体制を構築していくこと。
- (2) 需給の安定及び安全性の向上の観点から、複数回の献血者を確保していく需給体制を構築していくこと。

2 構造改革の目標

献血について、単に広く呼びかけるだけではなく、目標を定めて組織的な献血促進体制に切り替えていく（5年程度の達成目標）。

- (1) 若年層の献血者数の増加
 - ・10代、20代を献血者全体の40%まで上昇させる。(現状35%)
- (2) 安定的な集団献血の確保
 - ・集団献血等に協力する企業数を倍増する。(現状23,890社)
- (3) 複数回献血者の増加
 - ・複数回献血者を献血者全体の35%まで上昇させる。(現状27%)

3 若年層の献血者対策

従来からのライオンズクラブ等の献血ボランティアの御協力に加え、組織的に若年者の献血体験の促進及び献血インセンティブの向上を目指す。

- (1) 全国の若年者献血ボランティア組織、青少年のボランティア組織等との組織的な連携を構築し、献血の推進及び将来の献血者に対する普及啓発を積極的に行う。
- (2) 若年者に受け入れられる献血キャラクターの開発及び媒体を活用した普及を図る。
- (3) 若年者の献血体験の推進

4 企業献血及び企業との連携

企業献血の推進を図る。

- (1) 献血協賛企業の検討
- (2) 企業の集団献血の推進

5 複数回献血対策

複数回献血者の組織化及びサービス向上を図る。

- (1) 登録献血者の血液不足時の組織的呼びかけ体制の構築
- (2) 複数回献血者向け健康管理に係る付加価値情報の提供

6 キャンペーン等

血液の不足する秋口、年末から新年、新旧年度の変わり目等に定期的な献血推進キャンペーンを実施する。

7 献血者の健康被害に対する救済

国の適切な関与の下で、平成18年秋を目途に新たな健康被害の救済制度を整備する。

(平成18年10月より運用開始)

平成 20 年度の献血の推進に 関する計画

平成 20 年 3 月 27 日

厚生労働省告示第 133 号

目次

前文	1
第1節 平成20年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
(1) 献血に関する普及啓発活動の実施	1
①効果的な普及啓発、献血者募集等の推進	
②献血運動推進全国大会の開催等	
③献血推進運動中央連絡協議会の開催	
④献血推進協議会の活用	
⑤その他関係者による取組	
(2) 献血者が安心して献血できる環境の整備	4
第3節 その他献血の推進に関する重要事項	4
(1) 献血の推進に際し、考慮すべき事項	4
①血液検査による健康管理サービスの充実	
②献血者の利便性の向上	
③血液製剤の安全性を向上するための対策の推進	
④採血基準の在り方の検討	
⑤まれな血液型の血液の確保	
(2) 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応	5
(3) 災害時等における献血の確保等	5
(4) 献血推進施策の進捗 ^{ちよく} 状況等に関する確認と評価	5

平成20年度の献血の推進に関する計画

前文

- ・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号。以下「法」という。）第十条第一項の規定に基づき定める平成二十年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成十五年厚生労働省告示第二百七号。以下「基本方針」という。）に基づくものである。

第1節 平成20年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 平成20年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤0.1万リットル、赤血球製剤47万リットル、血小板製剤15万リットル、血漿製剤22万リットルであり、それぞれ0.1万リットル、48万リットル、15万リットル、22万リットルが製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成20年度には、全血採血による130万リットル及び成分採血による67万リットル（血小板採血31万リットル及び血漿採血36万リットル）の計197万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成20年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血に関する普及啓発活動の実施

- ・ 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給を確保し、その国内自給を推進するとともに、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が善意の自発的な献血によって支えられていることを含め、献血に関する理解と協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、地域の実情に応じた啓発を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。
- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者が継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市

町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施すること等により、献血への一層の理解と協力を呼びかけることが求められる。

- ・ 国、都道府県、市町村、採血事業者及び医療関係者は、国民に対し、血液製剤がこれを必要とする患者への医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血や血液製剤についての普及啓発を実施し、又はこれに協力するとともに、少子高齢化の進行や変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生に伴う献血制限等の献血をめぐる環境の変化、血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、献血者等の意見を踏まえつつこれらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。また、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要がある。
- ・ これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

① 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持するため、幼少期も含めた若年層、企業や団体、複数回献血者といった普及啓発の対象を明確にした効果的な活動や重点的な献血者募集を行うこととし、これを「献血構造改革」と位置付け、以下の取組を行う。

<若年層を対象とした対策>

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、献血推進活動を行っている献血ボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携をとることにより、若年層の献血への理解の促進及び献血体験の促進に組織的に取り組む。
- ・ 若年層への啓発には、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含む様々な広報手段を用いて、献血についての広告に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、効果的な取組が必要である。
- ・ 子が幼少期にある親子に対し、血液の大切さや助け合いの心について、幼児向けの本・児童書や血液センター等を活用して啓発を行う。
- ・ また、若年層の献血に対する意識調査を行い、今後の献血者の担い手となる若い献血者を確保するための献血推進方策や、枠組みの検討及び取りまとめを行う。
- ・ 国は、高校生を対象とした献血について解説した教材や中学生を対象とした血液への理解を促すポスターを作成し、都道府県及び市町村と協力して、これらの教材等を活用しながら献血への理解を深めるための普及啓発を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高めるため、学校等において、ボランティア活動推進の観点から踏まえつつ献血についての情報提供を行うとともに、献血推進活動を行う組織との有機的な連携を確保する。
- ・ 採血事業者は、その人材や施設を活用し、若年層への正しい知識の普及啓発と協力の確保を図り、その推進に当たっては、国と連携するとともに都道府県、市町村及び献血ボランティア組織等の協力を得る。

<企業等における献血の推進対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、各血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

<複数回献血者対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、血液の在庫が不足した際に、複数回献血者の協力が速やかに得られるよう、平素から各血液センターに登録された献血者に対し、機動的かつ効率的に呼びかけを行う体制を構築する。また、献血に継続的に協力が得られている複数回献血者の組織化及びサービスの向上を図り、その増加に取り組むとともに、献血の普及啓発活動に協力が得られるよう取り組む。

<献血推進キャンペーン等の実施>

- ・ 国は、特に必要性が高い400ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、都道府県及び採血事業者とともに、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施するほか、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて献血への理解と協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。さらに、都道府県、市町村及び採血事業者は、これらの献血推進活動を実施することが重要である。

② 献血運動推進全国大会の開催等

- ・ 国は、都道府県及び採血事業者とともに、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民に献血に関する理解と協力を求めるため、7月に献血運動推進全国大会を開催し、その広報に努める。また、国及び都道府県は、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し表彰を行う。

③ 献血推進運動中央連絡協議会の開催

- ・ 国は、都道府県、市町村、採血事業者、民間の献血推進組織、患者団体等の代表者の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進する上での課題等について協議を行うため、献血推進運動中央連絡協議会を開催する。

④ 献血推進協議会の活用

- ・ 都道府県は、献血に対する住民の理解と協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、定期的に開催することが求められる。市町村においても、同様の協議会を設置することが望ましい。

- ・ 都道府県及び市町村は、献血推進協議会を活用し、採血事業者及び血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定のほか、献血に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。

⑤ その他関係者による取組

- ・ 官公庁、企業、医療関係団体等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。

2 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血者を懇切丁寧に処遇し、不快の念を与えないよう特に留意するとともに、献血者の要望を把握し、献血受入体制の改善に努める。また、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する等献血者が安心して献血できる環境整備を行う。

国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援することが重要である。

第3節 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

① 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際し、献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認して、その結果を通知する。
- ・ 国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。また、献血者の健康管理に資する検査の充実は、献血の推進に有効であることから、本人の同意の上、検査結果を健康診査、人間ドック、職域検査等で活用するとともに、地域における保健指導にも用いることができるよう、周知又は必要な指導を行う。都道府県及び市町村は、これらの取組に協力する。

② 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、安全性に配慮しつつ、効率的に採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、移動採血車による計画的採血等、献血者の利便性及び安全で安心な献血に配慮した献血受入体制の整備及び充実を図る。
- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して、移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力することが重要である。

③ 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進

- ・ 国は、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、採血事業者と連携して、献血者に対する健康管理サービスの充実等による健康な献血者の確保、献血

者の本人確認の徹底等の検査目的献血の防止のための措置を講ずるなど、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上するための対策を推進する。

④ 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを行う。

⑤ まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき早急に所要の対策を講ずることが重要である。

3 災害時等における献血の確保等

- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時等における献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行うことが必要である。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時において、製造販売業者等関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。また、採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入に協力する。

4 献血推進施策の進捗^{ちよく}状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的又は長期的な効果及び進捗^{ちよく}状況、採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。
- ・ 国は、献血推進運動中央連絡協議会等の機会を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について民間の献血推進組織等とも認識を共有するとともに、必要な措置を講ずる。
- ・ 採血事業者は、献血の受入れに関する実績や体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

平成20年度の血液製剤の安定供給に関する計画（需給計画）

平成20年 3月27日
厚生労働省告示第134号

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（以下「法」という。）第3条に規定する基本理念に基づき、血液製剤（法第25条第1項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定供給を確保することを目的とするものである。

これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確実なものとするとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を構築するものとする。

なお、本計画において、次の各号に掲げる血液製剤は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 1 アルブミン 加熱人血漿たん白、人血清アルブミン及び遺伝子組換え型人血清アルブミン
- 2 組織接着剤 フィブリノゲン加第XIII因子及びフィブリノゲン配合剤
- 3 血液凝固第VIII因子 乾燥濃縮人血液凝固第VIII因子及び遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子
- 4 乾燥濃縮人血液凝固第IX因子 乾燥人血液凝固第IX因子複合体（国内で製造されるものに限る。）及び乾燥濃縮人血液凝固第IX因子
- 5 インヒビター製剤 乾燥人血液凝固第IX因子複合体（輸入されるものに限る。）、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体及び遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子
- 6 トロンビン トロンビン（人由来のものに限る。）
- 7 人免疫グロブリン 人免疫グロブリン、乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン、乾燥スルホ化人免疫グロブリン、pH4 処理酸性人免疫グロブリン、乾燥 pH4 処理人免疫グロブリン、乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン
- 8 抗HBs人免疫グロブリン 抗HBs人免疫グロブリン、乾燥抗HBs人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン
- 9 抗破傷風人免疫グロブリン 抗破傷風人免疫グロブリン、乾燥抗破傷風人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン

第1 平成20年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

平成20年度において必要と見込まれる血液製剤の種類及び量は、血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。）における供給見込量等を基に別表第1のとおりとする。

第2 平成20年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標

第1及び血液製剤の製造販売業者等における血液製剤の製造又は輸入の見込量を踏まえ、平成20年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第2のとおりとする。

第3 平成20年度に確保されるべき原料血漿の量の目標

第2を踏まえ、平成20年度に確保されるべき原料血漿の量の目標は、100万リットルとする。

第4 平成20年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標

平成20年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第3のとおりとする。

第5 その他原料血漿の有効利用に関する重要事項

1 原料血漿の配分

倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくても済む体制を構築すべきである。このため、国内で採取された血液を有効に利用し、第4の種類及び量の血液製剤の製造等により、その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者が原料血漿を血液製剤の製造販売業者等に配分する際の標準価格及び配分量を次のとおり規定する。

- 1 原料血漿の標準価格は、(1)から(5)までに掲げる原料血漿の種類ごとに、それぞれ(1)から(5)までに定めるとおりとする。

(1) 凝固因子製剤用	13,010 円/L
(2) その他の分画用	11,870 円/L
(3) PⅡ+Ⅲペースト	50,060 円/kg
(4) PⅣ-1ペースト	15,050 円/kg
(5) PⅣ-4ペースト	15,750 円/kg

- 2 血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の種類ごとの見込量は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。

- (1) 財団法人化学及血清療法研究所

イ 凝固因子製剤用	23万L
ロ その他の分画用	6万L

- (2) 日本製薬株式会社

イ その他の分画用	20万L
ロ PⅡ+Ⅲペースト	6万L相当

- (3) 株式会社ベネシス

イ 凝固因子製剤用	0.4万L
ロ その他の分画用	26.6万L
ハ PⅣ-1ペースト	17万L相当

(注)

- 1 「凝固因子製剤用」とは、採血後6時間以内又は8時間以内に凍結させた原料血漿であって、血液凝固第Ⅷ因子を含むすべての血漿分画製剤を作ることができるものをいう。
- 2 「その他の分画用」とは、採血後6時間以上又は8時間以上経過した後に凍結させた原料血漿又は凝固因子製剤用から血液凝固第Ⅷ因子を取り出して生じるもの（脱クリオ分画用プラズマ）であって、血液凝固第Ⅷ因子以外の血漿分画製剤を作ることができるものをいう。

2 血液製剤の安定供給の確保のために望ましい在庫

平成13年3月に、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子の出荷一時停止等の問題が生じたことを踏まえ、このような緊急事態に対応できるよう製造販売業者等は一定量の在庫を保有することが望ましい。

別表第1 平成20年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	需要見込量
アルブミン	25% 50mL 1瓶	3,396,900
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	3,300
組織接着剤	cm ²	10,772,400
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	334,700
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	38,300
インヒビター製剤	延人数	16,300
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	115,500
トロンピン	10000単位 1瓶	25,800
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,511,800
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	27,100
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	9,200
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	77,300
乾燥濃縮人アンチトロンピンⅢ	500単位 1瓶	428,200
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	200
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	42,000
乾燥濃縮人CI-インアクチベーター	1瓶	500

別表第2 平成20年度に製造・輸入されるべき血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	製造・輸入目標量				19年度末 在庫量(見込)	供給可能量
		国内血漿由来	輸入血漿由来	遺伝子組換え	計		
アルブミン	25% 50mL 1瓶	1,989,100	1,136,500	156,000	3,281,600	933,700	4,215,300
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	2,400	0	—	2,400	1,700	4,100
組織接着剤	cm ²	5,185,000	5,828,400	—	11,013,400	2,697,100	13,710,500
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	110,500	0	209,600	320,100	134,600	454,700
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	38,400	0	—	38,400	15,400	53,800
インヒビター製剤	延人数	0	3,500	15,200	18,700	3,600	22,300
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	0	130,200	—	130,200	21,000	151,200
トロンピン	10000単位 1瓶	20,900	0	—	20,900	25,400	46,300
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,545,000	84,600	—	1,629,600	454,600	2,084,200
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	700	31,600	—	32,300	10,800	43,100
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	0	10,300	—	10,300	3,700	14,000
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	0	78,700	—	78,700	39,500	118,200
乾燥濃縮人アンチトロンピンⅢ	500単位 1瓶	466,400	0	—	466,400	96,400	562,800
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	0	0	—	0	500	500
人ハプトグロブリン	2000単位 1瓶	47,000	0	—	47,000	14,000	61,000
乾燥濃縮人C1-インアクチベーター	1瓶	0	400	—	400	500	900

(注)

1. 「19年度末在庫量(見込)」及び「供給可能量」の表は、参考である。
2. 本表に記載する数量は、端数を四捨五入したものであるため、各欄の数値の合計は必ずしも計欄の数値と一致しない。

別表第3

平成20年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	製造目標量
アルブミン	25% 50mL 1瓶	1,989,100
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	2,400
組織接着剤	cm ²	5,185,000
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	110,500
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	38,400
インヒビター製剤	延人数	0
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	0
トロンピン	10000単位 1瓶	20,900
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,545,000
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	700
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	0
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	0
乾燥濃縮人アンチトロンピンⅢ	500単位 1瓶	466,400
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	0
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	47,000
乾燥濃縮人CI-インアクチベーター	1瓶	0

(参考1)

原料血漿確保量及び各社への配分量の年度別推移

(単位:万L)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
原料血漿確保目標量	108.0	94.0	90.0	93.0	97.0
原料血漿確保実績量	102.5	94.2	94.5	92.9	
原料血漿の配分量	107.4	91.4	89.9	96.2	(94.0)

	20年度	21年度推計	22年度推計
原料血漿確保目標量	100.0	103.0	106.0
原料血漿確保実績量			
原料血漿の配分量	(97.0)	(100.0)	(103.0)

- (注) 1. 原料血漿確保目標量は平成10年度(80万L)以降平成14年度までは毎年7万L増で設定。
2. 「原料血漿の配分量」は、日本赤十字社を含む各社に配分された凝固因子製剤用原料血漿及びその他の分画製剤用原料血漿の合計量であり、脱クリオ血漿及び中間原料は含まない。
3. 「原料血漿の配分量」の19年度以降の()内の数値は原料血漿必要予定量。
4. 平成21年度及び平成22年度の推計については、平成20年度の原料血漿確保目標量等を検討するにあたっての平成19年10月時点の推計である。

(参考2)

国内献血由来原料血漿による製造予定数量の推移

種 類	換算規格	合 計				
		18年度 実績	19年度 見込	20年度 見込	21年度 推計	22年度 推計
アルブミン	25%50ml 1瓶	2,130,800	2,068,800	1,989,100	2,089,300	2,097,000
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	3,300	2,300	2,400	4,200	3,200
組織接着剤	cm2	5,399,500	5,275,000	5,185,000	5,205,000	5,205,000
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	121,700	114,500	110,500	108,800	108,800
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	46,500	34,300	38,400	38,300	37,300
インヒビター製剤	延人数	0	0	0	0	0
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	0	0	0	0	0
トロンピン(人由来)	10000単位 1瓶	34,000	53,800	20,900	29,900	25,900
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,398,400	1,437,100	1,545,000	1,493,400	1,563,700
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	600	600	700	700	700
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	0	0	0	0	0
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	0	0	0	0	0
乾燥濃縮人アンチトロンピンⅢ	500単位 1瓶	391,700	401,100	466,400	397,900	408,000
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	640	0	0	0	500
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	44,700	43,900	47,000	40,000	40,000
乾燥濃縮人CI-インアクチベーター	1瓶	0	0	0	0	0

(備考) 遺伝子組換えアルブミン製剤の製造予定数量

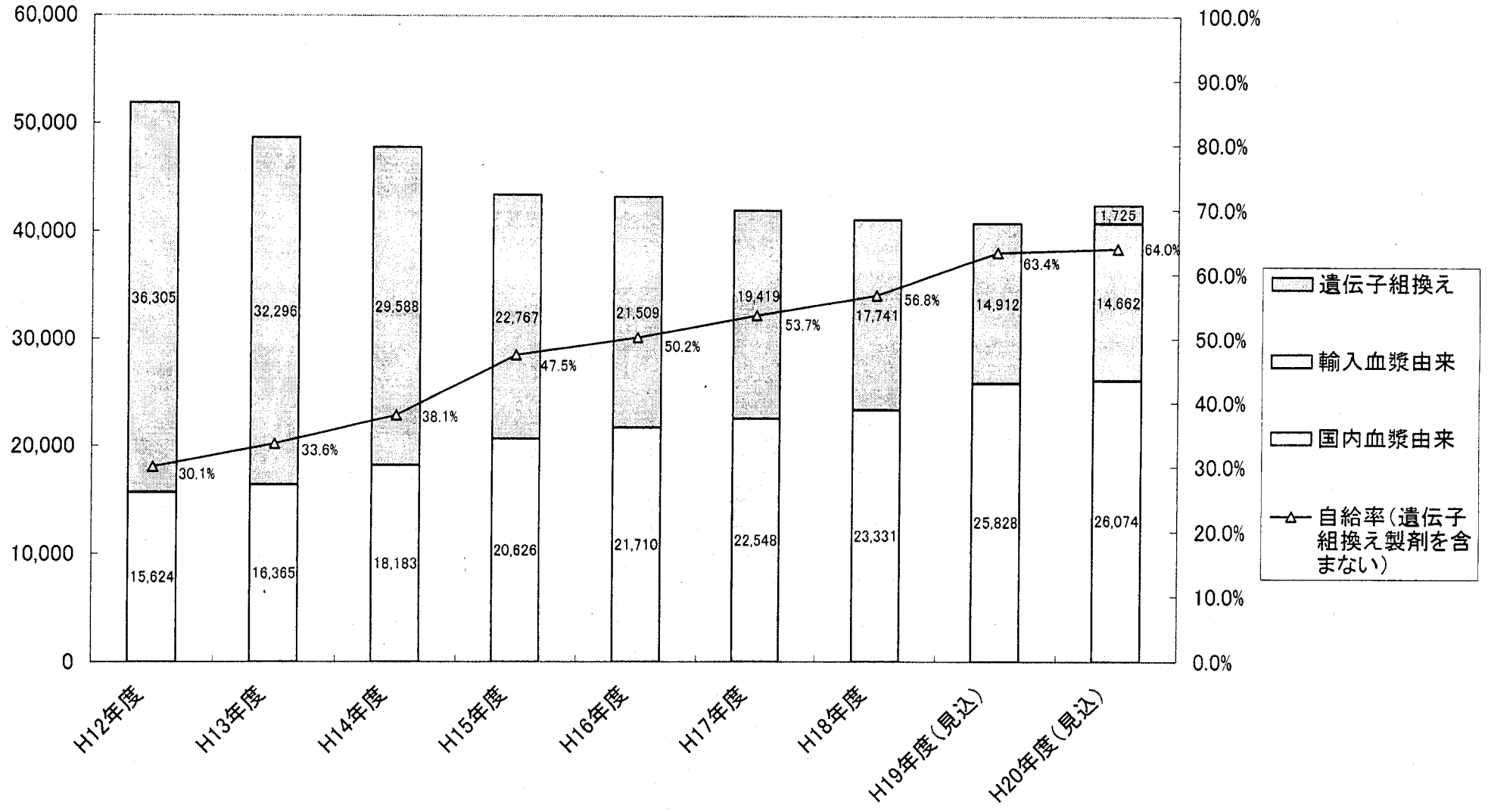
製剤名	換算規格	合 計				
		18年度 実績	19年度 見込	20年度 見込	21年度 推計	22年度 推計
遺伝子組換えアルブミン製剤	25%50ml 1瓶			156,000	156,000	168,000

(注) 1. 数値は、製品の規格別に報告された数量を集計し、代表的な規格・単位(換算規格)に換算したうえ、四捨五入により100又は10の整数倍で表示した。

2. 平成21年度及び平成22年度の推計については、平成19年10月時点の推計である。

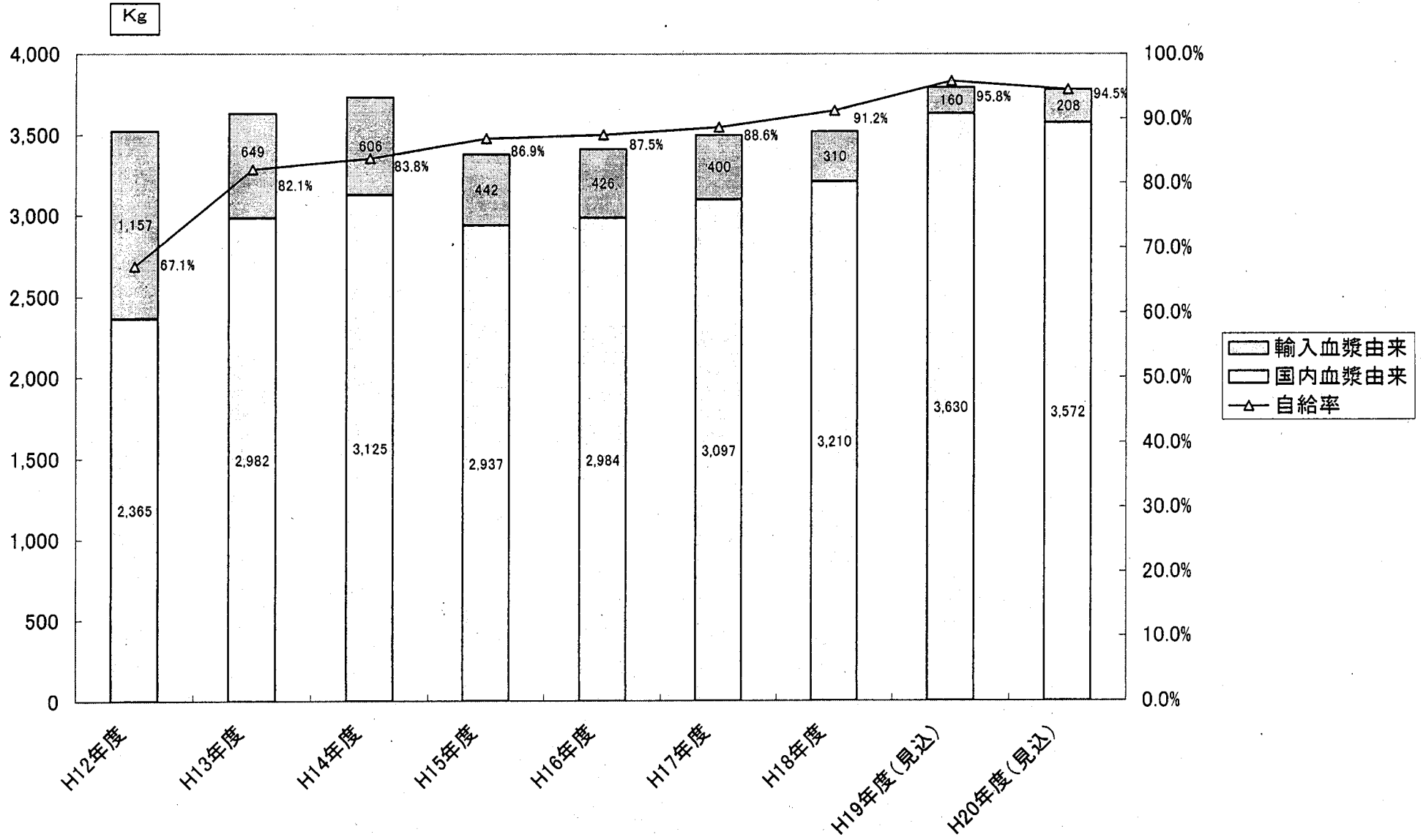
アルブミン製剤の供給量(遺伝子組換え型含む)と自給率

Kg



免疫グロブリン製剤の供給量と自給率

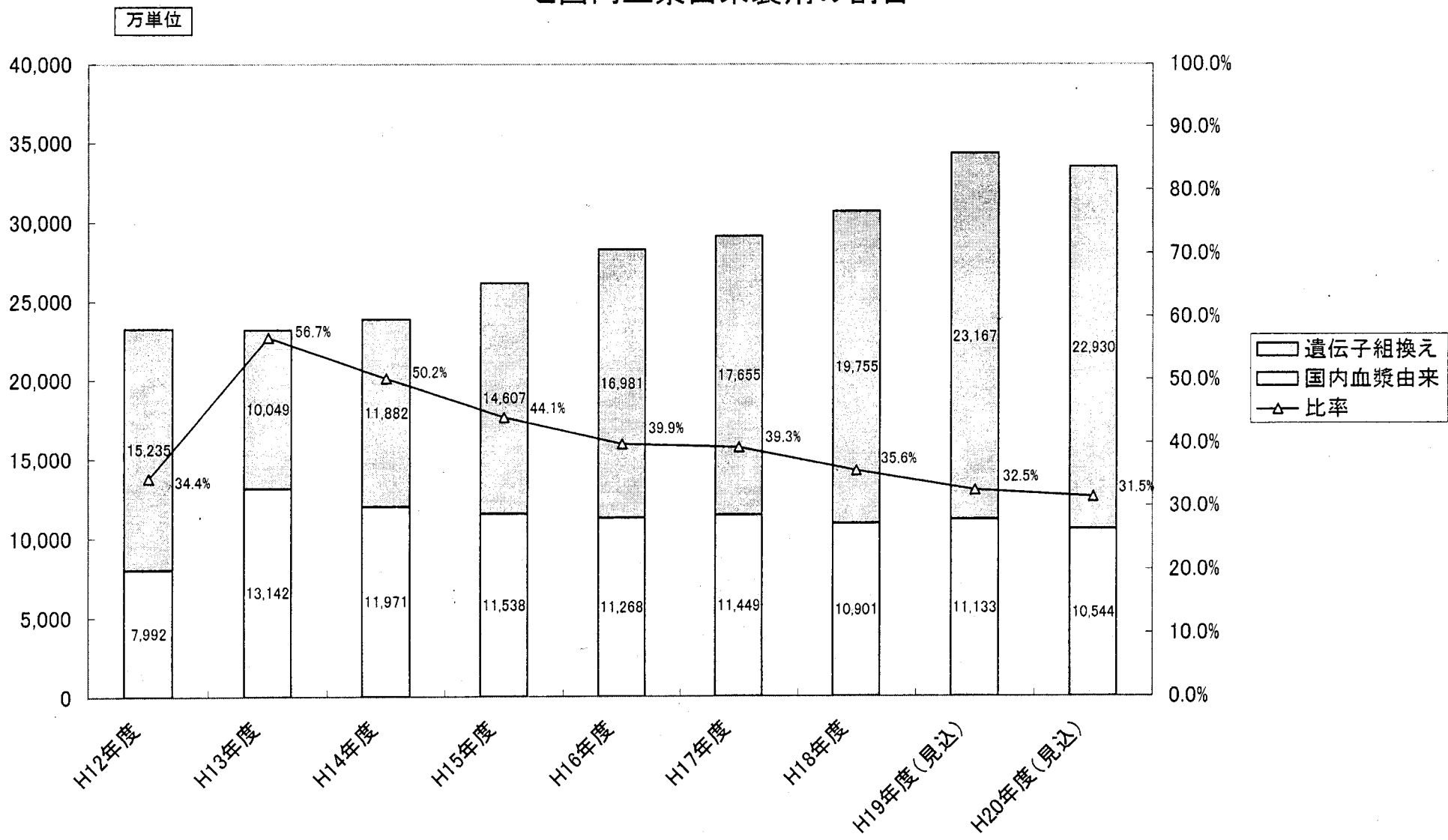
10



輸入血漿由来
 国内血漿由来
 自給率

血液凝固第Ⅷ因子製剤の供給量(遺伝子組換え型含む) と国内血漿由来製剤の割合

11



平成20年11月

平成21年度献血推進関係予算概算要求の概要

厚生労働省医薬食品局血液対策課

平成21年度概算要求額	688,427千円
平成20年度予算額	689,182千円
差引増減額	△755千円
対前年度比率	99.9%

【事項別】

[単位:千円]

	21年度要求額	(20年度予算額)
1. 献血構造改革推進費	83,225	(90,177)
(1) 献血推進運動連絡協議会費	3,461	(3,453)
効果的な献血推進方策や献血推進上の諸問題等について協議を行うため、血液関係ブロック会議や献血推進運動中央連絡協議会等を開催する。		
(2) 若年層献血者等確保推進費	52,328	(52,750)
献血血液の安定確保等に資するため、ポスター等を作成するとともに、献血普及キャンペーン等を行う。		
(3) 血液製剤使用適正化方策調査研究事業費	7,893	(7,893)
国が策定した血液製剤の適正使用に係る指針の有効活用に資する知見を得る事を目的として、都道府県単位で設けられた合同輸血療法委員会のうち、積極的な取組が見られる委員会に調査研究を委託し、その結果をとりまとめ、各地域にフィードバックすることにより、効果的な適正使用の取組を広げる。		
また、調査研究の成果を披露し、血液製剤使用適正化の一層の推進を図るために、全国会議を開催する。		
(4) 幼少期献血普及啓発事業費	19,543	(0)
幼少期にある親子に対し、献血について正しい知識とその重要性を理解してもらうよう、啓発資材を作成し、配布することにより、献血に対する理解を深めてもらい、今後少子化の影響により献血対象者の絶対数が減少する中で、将来の献血者の確保を図っていく。		
(5) 若年層献血普及啓発経費	0	(26,081)
若年層の献血者数の増加を図る目的で、若年層向け雑誌でのPRを行うとともに、「若年者層献血意識に関する調査」を実施し、啓発活動のあり方について検討課題を洗い出すとともに、検討会を設け、今後の献血推進の枠組みの検討及び取りまとめを行う。		

2. 血液供給等事業費 332,358 (326,160)

- (1) 献血者健康増進事業費 266,550 (264,585)
成分献血及び400ml献血を推進するため、献血者の健康診査の充実に必要な経費の一部を補助する。また、低比重者に対する健康相談事業を実施することにより、献血者の増加に繋げる。
(日本赤十字社に対する定額補助(補助率1/2))
- (2) 血液の安全性確保のための情報システム事業費 35,468 (35,468)
献血者情報に関するシステムを維持運営することにより、献血者の本人確認の確実を期する。
(日本赤十字社に対する定額補助(補助率1/2))
- (3) 問診技術向上研修事業費 3,412 (3,412)
献血時の問診において、留意が必要となる事項について、問診医に対して必要な研修を実施することにより、献血時の問診をより確実なものとする。
(日本赤十字社に対する定額補助(補助率1/2))
- (4) 若年層献血者等確保推進事業費 22,728 (22,695)
将来における献血者の確保を図るために、若年層に対するセミナー事業等を行うとともに、献血協力組織を育成する。
(日本赤十字社に対する定額補助(補助率1/2))
- (5) ウエストナイルウイルス検査体制整備費 4,200 (0)
輸血による感染を起こす症例があるウエストナイルウイルス感染対応として、日本赤十字社が都道府県単位で実施可能なNAT試薬1か月分を備蓄する経費に対して補助する。
(日本赤十字社に対する定額補助(補助率1/2))

3. 献血推進基盤整備事業費 269,463 (269,463)

- (1) 献血受入確保施設設備整備費 240,030 (240,030)
血液製剤を基本的に国内献血により確保するという目標(国内自給)達成に必要な、成分献血の推進を図るため、献血ルームの受入体制の整備等を行う。
(日本赤十字社に対する定額補助(補助率1/2))
- (2) 複数回献血協力者確保事業費 29,433 (29,433)
複数回献血者に、継続的な献血への協力を働きかけるため、「複数回献血者クラブ」を設置し、当該クラブが実施する情報誌の発行、健康相談事業等を支援する。
また、献血血液の確保のため、血液の在庫不足時等において、緊急的に血液が必要な場合に、特に献血に協力を呼びかけ、応じてくれた者に対して、交通費相当の図書カード等を提供する。
(日本赤十字社に対する定額補助(補助率1/2))

4. 献血者健康被害補償対策推進費 3,381 (3,382)

献血者の健康被害を補償する仕組みを、国の適切な関与の下で運用するため、国において必要となる会議等を開催する。

平成21年度 血液関係予算概算要求の概要

(単位：千円)

1. 血液製剤対策費	559,005	→	605,202
① 血液供給等事業費	326,160	→	332,358
ア 献血健康増進事業費	264,585	→	266,550
イ 血液の安全性確保のための情報システム事業費	35,468	→	35,468
ウ 問診技術向上研修事業	3,412	→	3,412
エ 若年層献血者等確保推進事業	22,695	→	22,728
オ ウエストナイルウイルス検査体制整備費	0	→	4,200
② 献血推進基盤整備事業費	269,463	→	269,463
ア 献血受入確保施設設備整備費	240,030	→	240,030
イ 複数回献血協力者確保事業費	29,433	→	29,433
③ 献血者健康被害補償事業費	3,382	→	3,381
2. 血液製剤対策推進費	128,006	→	121,859
① 献血構造改革推進費	90,177	→	83,225
ア 献血推進運動連絡協議会費	3,453	→	3,461
イ 若年層献血者等確保推進費	52,750	→	52,328
ウ 血液製剤使用適正化方策調査研究事	7,893	→	7,893
エ 幼少期献血普及啓発事業費	0	→	19,543
オ 若年層献血普及啓発経費	26,081	→	0
② 血漿分画製剤製造・供給体制等対策費	2,436	→	2,436
③ 血液製剤使用実態調査等事業費	16,622	→	16,622
ア 血液製剤使用実態調査等事業費	11,457	→	11,457
イ 血液製剤安全性情報システム費	5,165	→	5,165
④ 特殊血液調査費	2,057	→	2,057
⑤ 血液対策等推進費	16,714	→	17,519
合 計	687,011	→	727,061

平成 20 年 10 月 29 日

白血球除去処理によると思われる血漿分画製剤の収量低下について

1. 状 況

平成 19 年 1 月から全ての全血採血に対し保存前白血球除去が導入されたが、本年 4 月以降、白血球除去処理した原料血漿を用いた血漿分画製剤において、血液凝固第Ⅷ因子及びⅧ因子以外のタンパク成分の収量が低下傾向にあることが判明し、日本赤十字社がデータ収集・原因究明を行ってきた。現在までに判明した収量低下の概要は以下のとおり。

●血液凝固第Ⅷ因子の収量低下

①実験データ（日本赤十字社 血漿分画センターによる（H20年 6～7 月実施））

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ・白血球除去フィルターによる影響 | 2. 4% ± 1. 8% |
| ・抗凝固剤変更（ACD→CPD）による影響（注） | 5. 9% ± 0. 8% |
| 計 | 5. 7～10. 9% |

（実際には成分採血由来の原料が約半分あるため、影響度は半減） → 約 3～5%

②実生産データ（H20年 8 月製造（H19年 12 月～H20年 1 月採血分））

日本赤十字社「クロスエイトM」の実生産結果では約 4～7%の収量低下

●タンパク成分（血液凝固第Ⅷ因子を除く）の収量低下

①実験データ（日本赤十字社 血漿分画センターによる（H20年 6～7 月実施））

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ・白血球除去フィルターによる影響 | 0% |
| ・抗凝固剤変更（ACD→CPD）による影響 | 3. 9% ± 0. 5% |
| 計 | 3. 9% ± 0. 5% |

（実際には成分採血由来の原料が約半分あるため、影響度は半減） → 約 2%

②実生産データ（脱クリオ：H19年 8 月～H20年 1 月製造（H19年 2～7 月採血分））

（アルブミン：H20年 6～7 月製造（H19年 2～3 月採血分））

脱クリオ血漿において約 2. 7%、それを用いたアルブミン製剤において約 3. 5%の収量低下

（注）血液抗凝固剤を ACD 液から CPD 液に変更（リン酸が配合されている CPD 液の方が、赤血球の品質保持に優れているため）。

2. 今後の対応

上記の日本赤十字社における調査結果は限られた原料血漿量でのデータであるため、血液対策課の指示のもと、日本赤十字社及び各製造販売業者において、引き続き実生産規模でのデータを蓄積し、実際の影響度について更に精査するとともに、依然不明されていない収量低下の原因（メカニズム）について引き続き究明を進める。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

ブロック名:北海道・東北

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
全道県 北海道・宮城県・福島県 青森県・山形県	【若年層献血者の確保について】	<ul style="list-style-type: none"> 若者を対象とした広報及び献血キャラクターを活用した啓発資料作製、配布 ポスターコンクールやショートメッセージの募集を通じた献血教育の推進 学生協力団体組織化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 若者に人気のあるラジオ番組とタイアップし、番組やラジオCMを通してティーンズドナーへのPR活動を実施。 国から年度末に配布されている献血思想の普及啓発用教材の「HOP STEP JUMP」の活用について、教育庁が各学校長あて通知を出しているが効果的に活用されていない。 受賞作品を県内の各学校等に配布、CM化してキャンペーン期間中に放送 学生献血推進連絡会で開催しているキャンペーン等では、年々認知度も高まり、献血受付者は増加傾向。しかし、各大学内での世代交代がスムーズに行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 高校生ボランティアのキャンペーン等への参加を増やすため、各校JRCへの呼びかけを積極的に行う。 「HOP STEP JUMP」の効果的な活用については、配布時期を早めるなどの変更が必要であると考える。 学生協力団体組織化の促進については、平成21年度以降も、代表者の卒業等によって組織が減弱することのないよう組織の維持対策が重要。 高校献血で400mL献血を受け入れてもらうような啓発活動も今後重要になると考える。
全道県 青森県 全道県	【安定的な集団献血の確保について】	<ul style="list-style-type: none"> 県(保健所)、市町村、血液センターの3者が一体となって、企業等への訪問及び集団献血の協力要請 各事業所にアンケート実施。事業所の人数、希望日、緊急配車の可否等の調査。 定点献血の実施 県庁、市役所等での定期的な献血の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 新規協力事業所の開拓や協力事業所の複数回献血の実施を要請 小規模事業所が多く、献血車の移動時間が増えている。 献血ルームのない地域でも定期的に献血に協力できるよう土曜日に行くことで、より献血者を確保することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して、事業所に対する事前渉外の徹底を図るとともに、企業の中核的人物に対し、集中的に普及啓発活動を行い、その人物を通じて企業内部からの献血協力体制を構築できるような態勢を整備していく。 ボランティア活動の一環として、職専免等、献血のしやすい環境整備
全道県	【複数回献血者の確保について】	<ul style="list-style-type: none"> 赤十字血液センターが進める複数回献血クラブ会員の募集を通じて献血者の確保、協力要請 企業に対する複数回の献血の受入要請 県庁内インフォメーション及び市町村会議における複数回献血クラブの広報 	<ul style="list-style-type: none"> クラブ会員に対し、定期的に献血以外の情報(商店街のキャンペーン等)を発信し、常に献血を意識付けることができた。 血液型別の不足時に献血協力情報を発信し、期待された献血協力応諾率が得られた 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して、事業所に対する事前渉外の徹底と、複数回献血クラブの普及拡大を実践する。 テレビ等を活用した複数回献血クラブのPR。 システム変更時の周知の徹底。 バケット料金の問合せがある。お金がかかりにくいシステムの構築が必要。

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

ブロック名：関東甲信越地区

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
栃木県	【若年層献血者の確保について】	○高等学校における献血の実施 ○学生献血推進連盟「かけはし」への活動支援 ○路線バス広告 ○劇場広告(シネアド)による普及啓発 ◎新成人及び高等学校卒業者に対する普及啓発	○高等学校における献血の実施 高等学校で献血を経験することで、その後も継続して献血を行う人も多く、複数回献血者の確保の効果がある。 ○学生献血推進連盟「かけはし」への活動支援 大学生の活動を支援することで、同世代の若年層に対する普及啓発を図る効果が大きく、10～20歳代の献血者数が前年度よりも増加した。 ○劇場広告(シネアド)による普及啓発 「はたちの献血」キャンペーンを中心とした3ヶ月間(県内2か所、延べ1,800回)放映し、2～3月における10～20歳代の献血者数が前年度よりも増加した。 ○新成人及び高等学校卒業者に対する普及啓発 血液の不足する時期に合わせて、効果的に啓発することができた。	
群馬県		◎献血に関するコンピュータゲームの作成 ・高校献血協力校に対する啓発資料の送付	・献血に関するコンピュータゲームの作成 委託業者決定の際には、公募による一般審査員を含め、公開審査を行った。 今後、ゲーム公開に際して、広く県民に周知する方法を検討。 ・高校献血協力校に対する啓発資料の送付 クリアファイル40,000枚を作成し、全校生徒に配布	・献血可能年齢に達する前から、少しでも献血に関心を持ってもらうために作成。少なくとも「献血を知らない」と回答する者を減少させるため、さまざまな啓蒙活動を行っていくことが必要。 ・日常生活の中に献血という言葉・行為をいかに浸透させていくかが重要。
埼玉県		①高校生による献血メッセージの放送 ②高校訪問(保健所、市町村、血液センター、合同) ③小中高校生に対する献血出前講座の実施 ④卒業献血キャンペーン 知事・教育長連名で各県立高校長あてに、献血思想の普及啓発及び校内献血への協力について通知した。	効果として ①学校を通じた効果的な働きかけができた ②若者達のネットワークなどを活用した友達からの献血呼びかけができた ③各高校に対する献血の啓発ができた 県立高校における献血実施校数が増加した(150校中47校→150校中78校)	

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
千葉県		<p>【県】</p> <p>①中、高校生の献血推進啓発作品(ポスター)の募集</p> <p>②公共交通機関による広告</p> <p>③成人式に配布する献血啓発用リーフレット作成</p> <p>④中学生向け献血啓発用テキストの作成</p> <p>【血液センター】</p> <p>小学校献血学習会(スライド、ビデオによる血液の働きや献血の意義などについて説明、施設見学)</p>	<p>①中学生に対して献血の重要性、必要性を認識させることができた。また、高校生を対象とした献血ポスターの募集依頼を通じ、高校生に対して献血思想の普及を実施した。</p> <p>②広く県民へ広報するために、県作成のポスターをJR車両の中吊りや駅貼りとして掲示した。</p> <p>③中学生を対象にテキストの作成や献血推進啓発作品を募集することにより、献血への理解を求め、将来にわたっての献血者の確保が期待できる。</p>	<p>【県】</p> <p>献血可能年齢に達する前の年齢層に対して献血への理解を深める必要があることから、小学生や中学生を対象にした啓発テキストの作成と教育の一環としての献血思想の普及を要望する。</p> <p>【血液センター】</p> <p>小学生献血学習会のプログラムについては、魅力あるものの企画が必要であることから、平成20年度において、県こども病院見学を設定し、輸血医療現場に関する情報を提供しながら、献血の啓発を図ることとする。</p>
東京都		<p>①日本ラクロス協会による協力。</p> <p>②春期及び秋季において主に大学の献血会場で、グループ献血キャンペーンを展開。</p> <p>③授業時間に併せた受付時間の弾力的な運用。</p> <p>④若年層を対象とした400ml献血協力啓発看板作成。</p> <p>⑤卒業記念献血会の開催。</p> <p>⑥献血セミナーの開催。</p>	<p>①ラクロス協会の協力により多くの学生の協力が見込める(実績:受付705人)</p> <p>②キャンペーンの展開で献血に関心を示し、献血を経験していただき今後につなげ、複数回ドナーとしての定着を図る。</p> <p>③事業時間の制約を減らすことができる。</p> <p>④視覚的に訴えることができる。</p> <p>⑤卒業を迎える高校3年生向けに学内献血会を開催する。</p> <p>⑥20年度においては募集範囲の拡大及びその受入体制を十分に検討する。</p>	<p>献血推進の広報活動には、医療の現場が若者に直接伝わるような広報も必要である。</p> <p>大学・専修学校等へは赤十字の渉外担当者がサークル代表者や学生に直接広報活動に当たることはもとより、国から支援も必要である。</p> <p>若年層の献血者確保と献血について、学校教育のなかで、青少年の情操教育の一環とすることも必要と考える。</p>
神奈川県		<p>・小中学生を対象とした献血に関するポスターコンクールの実施(平成10年度～)</p> <p>・高校生を対象とした献血ボランティアスクールの実施(平成18年度～)</p> <p>・県下の大学ボランティアを柱とした献血推進イベントの開催(平成16年度～)</p>	<p>・各種普及啓発事業において同種のコンクールを同時期に実施しているため、応募者の分散もしくは同じ応募者が何年も続けて応募する傾向にある。</p> <p>・献血ボランティアスクール 実施日数:夏休み5日間、冬休み1日間 参加者:のべ45名 座学や体験を通じて参加者の献血への理解を確実に深めることができた。</p> <p>・県内8大学(10サークル)が参加し、各ボランティア活動の内容をパネル展示や映像で紹介するとともに、FMヨコハマとタイアップし、「ボランティアの大切さ」を電波に乗せ、県民に広くPRした。</p>	<p>・少子化により、応募者が減少しつつあるが、若年層の献血への理解を促進するための重要な事業として継続していく。</p> <p>・献血現場での実体験の場であり、事務局側の指導できる体制に限りがあるが、高校生を対象とするこの事業の意味と効果を踏まえながら、着実な事業として継続していく。</p> <p>・大学献血は重要な献血源であることから、大学生ボランティアとの連携を密にすることにより、大学献血推進のための協力的基盤を築くために今後も継続していく。</p>

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
新潟県		<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校における献血講演会の開催 ○高等学校における卒業献血の実施 ◎小中高生を対象とした献血ルーム見学会の開催 ○大学、専門学校等への積極的な献血バス配車 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭研修会などの場で協力を呼びかけているが、時間確保が困難等の理由で協力校は少ない。 講演会:7校 卒業献血:6校 ルーム見学会:7校 ・10代、20代の献血者の構成比は全国平均を上回っている。 	
山梨県		<ul style="list-style-type: none"> ◎中学3年生を対象とした献血啓発リーフレットの作成及び配布 ・はたちの献血キャンペーン ・学生献血の組織化(学生献血推進連絡会) ・高校献血の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◎前年度に行った献血に対する意識調査結果をもとに啓発リーフレットを作成し、中学3年生に配布した。 普及啓発のため、すぐに効果は検証できないが、将来に亘っての献血者確保に期待できる。 	<p>今後も、若年層を対象とした啓発リーフレットを継続的に作成していく予定である。</p>
長野県		<ul style="list-style-type: none"> ○高校生献血の推進 ・校長会、保健主事会議等での献血実施要請 ・高校個別訪問による献血実施依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 各高校ともに献血の必要性は理解しているが、学校単位での献血の実施については、責任の問題等の理由により献血車の受け入れに抵抗がある。また、啓発についても時間が取れないとの回答が多い。 	<p>本年度から中学生・高校生から献血の推進に関するポスターを募集し、啓発を図ることとしている。</p>
茨城県		<ul style="list-style-type: none"> ①高校献血キャンペーンの実施(11月～3月) ポスターデザインコンクール 各高校への啓発ポスター・チラシの配布 高校生へのアンケートによるデータ収集 ②小学生を対象とした「夏休み親子教室」 ③高校生を対象とした血液センター、献血ルームの見学とボランティア体験 ④高校、大学の文化祭でのパネル展示とクイズ大会 	<ul style="list-style-type: none"> ①高校献血実施校 78校/132校 ②アンケート協力者 818名 ③親子教室参加者 44名 見学会等参加者 1校20名 ④実施校 高校2校、大学1校 効果:普及啓発により高校献血者は前年度より137名増加した。 	
栃木県	【安定的な集団献血の確保について】	<ul style="list-style-type: none"> ○献血組織の育成強化 ○企業等に対する複数回実施の協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○献血組織の育成強化 献血会登録制度を実施し、定期的な献血の実施及び献血会による普及啓発を図ることができた。 ○企業等に対する複数回実施の協力依頼 血液が不足する夏季及び冬季を中心に、協力的な企業等を確保することができた。 	

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
群馬県		企業献血の推進(保健福祉事務所管内事業所等担当者研修会の開催、献血協賛企業活動推進事業の実施)	平成20年1月～2月の間、保健福祉事務所において各管内事業所等を対象に研修会を開催。しかし、保健福祉事務所によっては、参加者が集まらず、開催できないところもあった。 また、血液センターが企業献血実施の渉外時に献血サポーターの募集を行った(訪問企業125社)。しかし、手続きが面倒とのことで、協賛してくれた企業は52社であった。	献血協賛企業ロゴマークの社会的認知度を向上させ、ロゴマークを取得することによるメリットを高めていく必要がある。
埼玉県		血液センター(市町村・血液センター・保健所合同)による事業所訪問活動の実施	合同による事業所実績は3件で、うち1件が献血を実施し、うち1件が本年度献血実施予定	
千葉県		【県】 各種献血キャンペーンを実施するとともに、血液センターが実施する献血サポーターの登録事業等に協力する。また、血液製剤の在庫状況を把握し、不足時には対応マニュアル等に基づき「緊急アピール」等を実施する。 【血液センター】 1. 企業等組織的な献血の確保 ①献血協賛企業活動推進事業(◎) ②大口企業の年2回から年3回への献血実施回数 の協力要請 ③400ml献血の推進 2. 献血推進キャンペーンの実施等 ①愛の血液助け合い運動(7月) ②はたちの献血キャンペーン(1～2月) ③千葉県公務員職場献血推進月間(8月) ④千葉県献血推進強調月間(2月) ⑤学生サマーキャンペーン ⑥学生クリスマスキャンペーン	【県】 各種広報媒体(県民だより、市町村広報紙、在業報道機関、BeyFM等)に献血関連情報を提供するとともに、献血会場における啓発物の配布を行いながら400ml献血及び成分献血への理解促進を図った。併せて、輸血用血液の安全性確保のため、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう周知を図った。 ・献血サポーターの登録24団体への推進を行った。 【血液センター】 ・新規企業等の開拓実施(38件登録)、大口企業(3か所)の年間採血回数を年間2回から3回に増加。 ・ポスター及びちらし配布による400ml献血の必要性を訴えた(400ml献血率72.2%・前年を5.1ポイント上回った)。	
東京都		社内メールを活用し職員に周知して頂く。 事前に社内放送の原稿を作成し、献血の必要性(血液型指定等)を職員に伝える。 関連会社等に連絡をして頂き増員を図る。 未実施企業への働きかけ。 実施回数の増回。 休眠団体の掘り起こし。 献血協賛企業シンボルマークの活用、普及を図る。	・当日献血実施を忘れていた職員に連絡することができた。 ・気象状況に左右されやすい街頭実施を減らし安定的な血液確保が図れる。	企業で年間に複数回献血を実施している献血者を対象に「献血ルーム」とは異なるポイントキャンペーンを展開する。

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
新潟県		◎県経営者協会加入企業を対象にアンケートを実施 ○献血協力企業名を新聞広告に掲載	・新規協力企業の確保につながった(約30社)。 ・団体、事業所から献血実施について打診があった。	
山梨県		・企業巡回時の協力要請 ・献血名簿の作成	・新たに7団体の企業協力を得ることができた。 ・献血名簿を作成したことにより、より計画的な移動献血が可能となり、延べ325箇所において献血を実施することができた。	さらに、名簿搭載企業を増やすことに努め、献血事業の拡充を図る。
長野県		○企業献血の占める割合が高いので、渉外を充実(センター)	・企業の献血者数も減少傾向にある。 ・年間採血量の規制により配車日の設定が難しい。	センター、保健所、市町村による企業への事前訪問の実施
茨城県		①市町村献血推進事業費補助金の交付 ②新規事業所等の開拓	①市町村献血支援団体への費用助成 H19交付実績額：5,005千円 ②新規事業所等：54ヶ所	補助金の縮小又は廃止を検討中。
栃木県	【複数回献血者の確保について】	○複数回献血クラブ会員募集 ○健康相談事業の実施 ○成分献血ポイント制の実施	健康相談事業の一環として、「ハンドマッサージ・ヘッド・マッサージ」サービスを実施したほか、献血ルームでのネイルアートのサービス効果もあり、多くの献血者を確保することができた。	
群馬県		複数回献血クラブの登録推進	血液センターが行う「複数回献血クラブ」についての広報協力	
埼玉県		①携帯メールクラブによる呼びかけ ②葉書による呼びかけ	献血者が確保できた。	携帯メールクラブの充実
東京都		携帯電話のメール機能の活用。 採血終了時に次回の献血をお願いする。 初回献血者へのお礼状送付。	携帯メールクラブ登録者は19年10月から会員増強、予約推進キャンペーンを実施し20年3月末までに約25,000人に達した。特に2月にはルームでの献血者35,000人に会員パズルを配布し登録推進キャンペーンを実施し、約1,800名の登録を得た。メールクラブでは毎月約6,000人に成分献血を中心に依頼メールを配信し応諾率は約25%である。	携帯メールクラブの会員増強。 400ml献血献血者への入会推進。 移動採血現場での入会案内配布。

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
神奈川県		<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な採血計画を立てるため、企業、街頭等の見直しを行うとともに、多回数献血者への表彰、新規企業の開拓、企業への複数回協力の依頼を行った。 ・協賛企業(献血サポーター)の募集を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規企業の開拓 50社 ・複数回協力が得られるようになった企業 19社 ・協賛企業 67社 	
新潟県		○献血メールクラブ会員の拡充	・会員数 1,122人(20年3月末)	目標会員数 3,000人(21年度末)
山梨県		血液センターにおいて、献血者に対し献血登録制度・献血メールクラブについて理解を求め、血液不足時に登録者に対し、葉書やメールで要請している。	「献血メールクラブ」への呼びかけを行った結果、会員数が約700名となった。	
長野県		○はがきや電話での協力依頼(センター) 献血間隔の空いている登録者への協力要請 ○定例献血スポットキャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> ・新規登録者が伸びていない。 ・同じ場所、同じ月、曜日に献血を実施することにより、複数回献血がしやすくなる。 	
茨城県		<ul style="list-style-type: none"> ①複数回献血クラブの登録推進 ②複数回協力事業所の推進 ③ハガキでの協力依頼 ④移動献血でのポイントカードの配布 	<ul style="list-style-type: none"> ①登録者数 2,160人(年間登録者数:979人) ②複数回協力事業所 14事業所 ③応諾率 22.9% ④ポイントカード持参者 1,522名/16,700名 	

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

ブロック名：東海・北陸・近畿

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
石川県	【若年層献血者の確保について】	①小学生を対象とした献血の学習と見学会を実施 ②中学生から献血教育推進 ③県内高校1年生に啓発パンフレットの配布 ④大学祭での献血キャンペーンの実施	①小学生323名(保護者含む)の参加があった。 ②中学校を対象とした献血ポスターコンクールの実施。優秀作品を献血普及啓発資材として活用。 ③献血できる年齢に達したときの、献血の正しい知識の普及啓発。 ④大学祭において啓発資材を配付すると同時に採血を実施	引き続き計画、実施の予定
福井県		・「はたちの献血」キャンペーン中に、若年層を含め安定した集客力のある大型ショッピングセンターに臨時採血所を開設 ・学生献血推進連盟の活動による献血の実施と広報活動	・6日間の臨時採血所の設置で、817人の献血実績。	・若年者の確保には有効な取組であり、21年度も引き続き計画に組み入れる予定。
岐阜県		・リーフレットの作成 中3、高2の学生を対象にリーフレットを配布 ・学校関係者への協力依頼 県内の概ねすべての高校、短大、大学、専門学校を保健所担当者が訪問し、協力依頼 高等学校校長会、高等学校保健担当者会で協力依頼 ・「高校生の献血推進提案」を募集	・将来の献血者の安定確保に向けた啓発 ・高校生の献血に対する関心度の低さの把握(提案数:37件) 献血をした血液をどのように、誰のために使われているか等、基本的な事を知りたいとの意見が多かった。	・リーフレットの作成及び学校関係者への協力依頼は継続実施 ・高等学校において、移動採血車を持ち込み高校生を対象とした献血啓発出前講座の開催
静岡県		①高校生を献血広報ボランティア「アボちゃんサポーター」に委嘱し、保健所とともに地域、学域において啓発活動や献血広報を実施した。 ②高等学校養護教諭と意見交換会を開催した。	①若年層の献血思想の定着、初回献血の実施がなされた。 ②高等学校等の連携が図られた。	高校生を献血ボランティアに委嘱し、広報活動を行うことにより、若年層に対する献血思想の定着が図られている。
愛知県		若年層に対する知識普及及び啓発	①高校0年生全員、大学生及び新成人を対象としたパンフレットの配布 ②小学生の親子を対象とした夏休み親子献血教室の開催 ③学生献血連盟との協働によるクリスマス献血キャンペーンの実施	若年層への献血思想の普及
愛知県赤十字血液センター		愛知県学生連盟加盟校19大学の献血ボランティア担当者合同による献血を実施。 各学内献血時の推進活動育成指導を実施	年3回の合同献血実施、延べ献血者数773名 学内献血実施、延べ回数51回、献血者数2,492名	献血初回者の確保に繋がる学内献血実施

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
三重県	【若年層献血者の確保について】	1 高校生、大学生を中心とした協力組織による活動 (県から連絡協議会に業務委託) 2 学生献血推進協議会の開催 3 市町成人式において啓発資財を配布	1 各キャンペーンにおける啓発活動の協力、血液センターの見学会を開催。 2 学生献血推進協議会で各キャンペーンの協力等についての意見交換会を開催。(3回開催) 3 市町の協力により、新成人に啓発ティッシュを配布。	特になし
滋賀県		・学生献血推進協議会への活動支援 ・大学等への広告協賛、勧誘窓口の設置、クラブ単位での献血の実施 ・献血学習事業	学生協議会による夏・冬・バレンタインキャンペーン等により、若年層への献血の呼びかけを実施。クラブ単位での献血は、現在2クラブのみであり、他の部へ拡大するのが困難である。中・高校生を対象とした、国および県の啓発資材(ポスター、冊子)を活用した啓発を実施。	学習事業の全高校での実施は困難であるため、文部科学省からの積極的な働きかけも望む。また、授業のための先生用のマニュアルを希望する声が多い。学習事業を低年齢(中学生)にも行ってはどうか
京都府		1 京都府学生献血推進協議会への支援と協働 2 大学等への働きかけによる大学献血の推進 3 若者向け広報媒体の活用による啓発の実施 4 子ども達と保護者を含めた献血施設見学会の実施	若年層自らがキャンペーン等を通じて献血の重要性を広く訴え、若年層の共感を得ることにより、若年層献血を推進する。また子どもの頃から献血・命の大切さを知ってもらう。	大学献血における献血不適格者に対する栄養指導等サービスの提供
京都府赤十字血液センター		①18歳からの献身体験キャンペーン 府内の全高校3年生約26,000人に献血啓発リーフレットを配布、11月末～3月にかけて献血に来られた方で希望者には献血セミナーとアンケートを実施。 ②青少年赤十字(JRC)との連携 ・JRC高校生メンバー協議会で献血セミナー実施(献血ルーム見学・呼びかけ活動) ・JRCトレーニングセンターのプログラムとして小～高校生、保護者150人に対し、献血クイズ大会を実施 ③献血ルームでの献血セミナー実施 ・夏休み期間に、小学生とその保護者対象に献血セミナーを実施 ・若年層対象献血リーフレットを作成 ④看護学生への献血啓発活動 ・第一日赤看護学校、京都中央看護学校、京都府医師会看護学校の新生児に対して、研修を実施、希望者は献血ルームにて献血。 ⑤大学生への献血啓発 ・学生用機関紙「ガクシン」への献血PR記事の掲載	①今年度から私立も含めた京都府内の全高校に配布を行った。より広く献血啓発は行えたが、昨年度に比べ、献血ルームの来所者数が伸びなかった。 今後は「配布」プラス何らかの働きかけが必要と思われる。 ②京都府支部との連携によって、JRCの活動に「献血」を組み入れる機会が増えた。研修・クイズ大会の実施は今後も継続する。 ③19年度からセンター主催で夏休み期間に献血セミナーを実施。総計112人の参加となり、実施後のアンケートも概ね良好な反応が多かった。 ④入学時期に合わせ、献血ルームで「新生児キャンペーン」を行うなど、1年生からの献血協力への意識付けに力を入れた。	

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
大阪府	【若年層献血者の確保について】	◎ 大阪府血液センターと連携し、「卒業記念献血」として高校卒業生を対象にチラシを配布し、400mL献血を推進した。 ◎ 雑誌広告への掲載を通じて啓発を実施した。	高校生に献血の重要性を訴える機会を設けることができた。 214名/3月末現在	今後とも、若者を対象とした啓発を実施していく。
大阪府赤十字血液センター		① 小学生を対象とした「献血おもしろゼミナール」の開催(平成8年より実施) ② 大学生を対象としたセミナーと施設(血液管理センター)見学 ③ 高校生を対象としたセミナーと献血ボランティア体験学習の実施 ④ 「学生400mL献血キャンペーン」の実施 ・19.10.01～20.03.31の期間で実施 ・対象者はキャンペーン指定学校で400mL献血の協力者に対してカップ麺を配布した。	①平成19年7月26日～8月7日までの間の8日間開催・参加者数1,786人の参加(保護者を含む) ②平成20年3月14日実施 ・参加者数21人の参加(管内の学生献血推進協議会メンバーが主体) ③平成19年8月24日実施 ・参加者数10人の参加(府内の公立、私学の3校の生徒を対象) ・参加高校数が少数であった。 ④協力者数:4,000人(先着) ・記念品が好評であり、前年度比130%の実績であった	① 血液センター施設の受入体制に限界はあるものの、今後は更に教育委員会の協力を得て参加数を増加させたい。(広報関係を含む) ② 今後は、血液センター、及び行政のホームページや広報などによって、幅広く若年層の参加を呼びかけていきたい。 ③ 上記、②と同様の対応を行いたい。 ④ 今後、記念品に選定については、学生の意見を取入れていきたい。
兵庫県・兵庫県赤十字血液センター		◎ 平成19年度から高校生有志が文化祭等の場を活用し、同世代への献血啓発活動を展開するボランティア活動を支援している。 『18歳の献血キャンペーン』チラシの活用 平成19年11月兵庫県、兵庫県教育委員会の協力により県内県立高校3年生約3万人に「アンパンマンのエキス」や県内献血ルーム案内のチラシを配布した。	平成19年度は22校(221名)がボランティアとして事業に参加し、献血啓発活動を行った。 採血車の配車を条件に事業を実施すると申し出た高校があったが、結局、配車されなかったため、事業実施を断念するケースがあった。 “チラシ効果”としての確証はないが、兵庫県内の10代の献血者数(11月～3月)は以下のとおり。 [単位=人] 16歳 17歳 18歳 19歳 18年度 359 510 1,042 1,711 19年度 344 418 1,190 1,636 18歳のみが対前年を上回っていることから、今後実施する。	地域献血推進団体、大学生等との連携による地域ぐるみの献血普及啓発の実施 平成21年度については、チラシ配布のみでなく、併せて高等学校(学内)での献血説明会の実施を依頼する予定。 また、私立大学などからも献血時に配布希望があることから、他公立、私立高校にも活用したい。
奈良県		将来の献血を担う若者に対する献血の意義や必要性の知識普及	啓発物品配布とともに、高等学校等には生徒への献血啓発に対する理解と協力を求めているが、学校単位の「高校生献血」推進は、困難である。	学校で実施する「高校生献血」は、日常的善意として気軽に献血するきっかけとなるが、400mL献血は18歳以上であるため、効果的な学習や啓発に重点を置く。

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
和歌山県	【若年層献血者の確保について】	<ul style="list-style-type: none"> ・県学生献血推進協議会への支援 ・高校文化祭、大学祭における啓発及び献血 ・ポスターコンクール実施 ・手提げバッグに県ロゴマークを使用 ◎「広げよういっしょに献血」TVスポット放映 ・「はたちの献血」キャンペーン実施 ・イベント会場での「親子献血クイズ」実施 ・高校生対象献血体験講演会開催(20年度新規) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生協議会が、県内献血状況を学内に掲示し献血協力を促した。 ・献血思想の普及向上に寄与。 ・献血協力への動機付けに寄与。 ・9高校119点応募、参加型啓発実施。 ・優秀作品を啓発資材に活用。 ・手提げバッグは歩く広告塔。 ・15秒TVスポット45回放映しPR。 	継続実施 20年度以降中学生も対象とする。
富山県・富山県赤十字血液センター		<ul style="list-style-type: none"> ◎献血推進広報番組「献血に行こう」の制作 県広報番組「こんにちは富山県です」 H20.1.12放映 新成人をターゲットにしたもの ◎ショッピングセンターでの献血推進懸垂幕掲示 ・映画館での献血啓発CMの上映(H17～) ・若年者献血セミナー事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・はたちの献血キャンペーン期間中に放映 ・駅前の献血ルーム入居ビルなので学生等多くの者にPRすることができた ・15秒CMであるが徐々に浸透している(6月間) ・看護学校(2校)、短期大学(1校)、JRCHセン(1回)4月～8月に実施 	☆新高校三年生全クラスへジャンボ黒板消しを配布 ☆ポケット時刻表を活用しての広報啓発 ☆JRコンコース踏み込み広告
石川県	【安定的な集団献血の確保について】	情報の収集を行い新規協賛企業の確保に努める。	新規協賛企業・新規献血団体を確保	引き続き計画、実施の予定
福井県		<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話を利用して、あらかじめ登録していた方にメールで献血のご案内やキャンペーン用クーポンを配信(複数回献血クラブ・血液センター独自携帯サイト) 	安定した血小板製剤の確保。	・21年度も引き続き計画に組み入れる予定。
岐阜県		<ul style="list-style-type: none"> ・献血協力団体との協働、意見交換 ぎふ献血サポーターズクラブ(献血ボランティア団体及び企業の横断的組織) 	献血者減少時期における組織的協力の確保	・継続実施
静岡県		<ul style="list-style-type: none"> ①県庁や県の出先機関を会場とした献血を定期的に実施するなど献血に協力した。 ②献血協力団体「アボちゃん協会」に定期的に献血情報を提供する等一層の協力を求めた。 	献血に協力しやすい環境整備が図られている。	特になし
愛知県		集団献血推進のため、企業等の献血組織の育成	貢献度の高い企業等の献血組織を対象に、愛知県献血運動推進大会において知事感謝状を贈呈	組織的な献血者の確保
愛知県赤十字血液センター		<ul style="list-style-type: none"> 優良団体、年1回の献血協力を2回以上実施する。 ・新規団体の確保を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 従来より献血団体内(社内)の合意が得にくい状況のなか15社以上の年間2回実施を行った。 また、25社の新規団体を確保した。 	新規団体の確保により充実した年間採血計画を行うことが出来る。

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
三重県	【安定的な集団献血の確保について】	1 献血実施場所の近隣企業への協力依頼 2 大企業、官公庁の献血実施時の通勤時の献血呼びかけ 3 血液センターHPを随時更新し、バスの配車予定や不足している血液型等の情報を呈示	1 近隣企業からの協力を得られた。 2 献血実施日の早朝、通勤時にティッシュを配布。 3 HPにより、献血場所、不足血液型の周知並びに献血メールクラブの会員募集を実施。	特になし
滋賀県		・年1回であった実施先に2回の取組を依頼 ・ロスタイム軽減のため、献血申込者があらかじめわかる場所は時間割の作成を実施先に依頼	待ち時間の短縮とロスタイムの軽減の効果があつた。	
京都府		1 事業所への協力要請 2 移動採血車の配車体制の整備	事業所での献血は、安定的な血液の確保が図れるが、業務中断を理由に協力が得られない場合がある。大型店舗では休日の場合、駐車場の確保が困難	
京都府赤十字血液センター		① 献血協力企業に対して事前渉外活動を充実させ献血日等の周知を徹底してもらう。 ② 献血会場周辺企業に対する献血協力依頼の推進 ③ 定期的(年複数回)に実施してもらう献血協力企業の確保 ④ 大学での献血実施時に、学生献血推進協議会と連携をとった取組みとしていく。	・企業サイドの事情(業績が伸びていると忙しく協力が減るケースもある)を事前に掌握でき予定人数の予測が付く。 ・会場周辺企業にお願いし、1名でも協力者が増える。 ・大学での取り組み時に、学生の呼びかけが増えることで、協力者が増えた。	
大阪府		◎市町村献血推進協議会個別に訪問し、集団献血のお願いを行った。	各市町村において地域密着型の献血推進が図られ、献血の一定確保が図られている。	今後とも、市町村献血推進協議会を連携し、安定的な集団献血を実施していく。
大阪府赤十字血液センター		①ロータリークラブの例会時における「団体献血の取組」に関するアンケートの実施	①12団体の新規協力があつた。また、国際ロータリー2660地区でのキャンペーンも実施していただいた。(5,000人の400mL献血の確保に努めていただいた)	①移動献血車の配車可能な規模の企業が少ないため、献血ルームなどの固定施設に合流していただくなどの取り組みを行っていく。
兵庫県・兵庫県赤十字血液センター		献血者の減少傾向がみられる夏季(8月)及び年末年始(12～1月)の期間を献血推進強調月間(期間)とし、この期間に、県内の主要企業・団体に対して協力要請している。 平成20年度においても同様に実施する予定。	平成19年度実績 ・夏季 協力依頼団体等数 87 ・年末年始 協力依頼団体等数 133	職場献血における受付時間の調整、参加しやすい環境づくり
奈良県		地域の住民や各種団体等への円滑な情報提供を目的とした市町村担当職員研修の実施及び経営者協会等各種既存団体への協力依頼並びに献血に功績のあつた団体の表彰による献血推進組織の育成	研修受講者や献血協力依頼団体等、対象者が同じになりやすい。	献血協力団体・協賛企業の貢献について、高い評価が得られるなど実質的なメリットの制度化を推進して社会的意義を高め、企業等団体の献血への協力を強く誘引する。

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
和歌山県	【安定的な集団献血の確保について】	<ul style="list-style-type: none"> ・献血推進支部協議会活動における保健所、市町村、血液センターの連携 ・移動採血車運行日程を県ホームページに掲載 ・県職員、警察官、教員等による献血協力職務専念義務免除措置実施 ・献血サポーター参加企業の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による地域団体、企業献血担当者への情報提供、情報共有実施等連携強化。 ・協力予定者に献血情報提供。 ・献血に参加しやすい環境づくり支援。 ・実施日に早期ピラ配布。 ・新規、既存の団体から関連企業団体を紹介 	継続実施
富山県・富山県赤十字血液センター		<ul style="list-style-type: none"> ◎比重不足などで献血できなかった者に対しての保健師による健康相談の実施 H19.6～H20.3 27回 対象者222名 ・献血協力団体への複数回献血への協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・県厚生センター、中核市保健所の協力を得て実施しており、対象事業所などからは大変好評であるが、保健師の確保や事業所との調整が大変である。 	☆女性のみヘモグロビン測定器でチェック
石川県	【複数回献血者の確保について】	<ul style="list-style-type: none"> ①複数回献血クラブのポスター、リーフレットを大学・事業所、採血現場等で配布 ②健康相談事業(肝炎関係(月1回)、健康全般(月2～3回))の実施 ③ホームページの充実により募集の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①リーフレット作成し、固定施設・移動採血現場等で配付した。 ②健康相談(肝炎関係(月1回)、健康全般(月2回))の実施 ③ホームページの内容について全面更新した。 	引き続き計画、実施の予定
福井県		<ul style="list-style-type: none"> ・県庁、市役所等での定期的な献血の実施 ・新規事業所の開拓 ・事業所担当者との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した血小板製剤の確保。 ・職員の理解度の向上、献血者数の増加。 ・企業の地域貢献が明確になり、継続的な協力や緊急的な計画に対応できる。 	・血液を確保する上では非常に有効な取組であり、21年度も引き続き計画に組み入れる予定。
岐阜県		<ul style="list-style-type: none"> ・複数回献血の推進 複数回献血者クラブの会員募集 同一企業へ複数回の配車依頼 新規献血者に対し再度の献血を勧めるリーフレットの配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数回献血者の増加 	継続実施
静岡県		<ul style="list-style-type: none"> 血液センターが実施する複数回献血協力者確保事業に、県内市町とともに広報を行う等の協力を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数回献血者の増加 	特になし
愛知県		<ul style="list-style-type: none"> 複数回献血者層の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 400mL献血に特化した複数回献血キャンペーンの実施 	複数回献血者の増加

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
愛知県赤十字血液センター	【複数回献血者の確保について】	複数回献血者を献血者全体の35%まで上昇させる。 会報、電子メール等で健康増進や血液に関する複数回献血者へ情報提供を行う。	複数回クラブ会員を対象にヨガ教室講座を3回開催 複数回献血者は、28%と昨年度より3%上昇した。	平成20年度より電子メールでの献血依頼を実施することとした。
三重県		1 献血応募者に対する電話での依頼 2 定期的にキャンペーンを実施し、複数回献血者を募集 3 HPを随時更新し、バスの配車予定や不足している血液型等の情報を呈示	1 各献血会場で献血依頼応募者の募集を実施。 2 血液型不足時に献血依頼応募者に協力を依頼。 3 HPによる献血場所、不足血液型の周知、献血メールクラブの会員募集。	特になし
滋賀県		・複数回献血クラブの設置 ・クラブ会員への情報提供・献血依頼	リーフレット配布。 携帯電話、パソコンを利用した献血登録者の募集および複数回献血者に対する情報提供。 血液在庫不足時の献血依頼。	血液在庫不足時および平常時に登録者に対し、機動的・効率的に呼びかけを行うことが可能となる。
京都府		1 複数回献血クラブの充実 2 献血者への継続的な情報の提供	血液製剤の在庫不足時における献血者の確保	1年間の複数回献血者登録の目標値の設定
京都府赤十字血液センター		①新規会員の募集 ・献血ルームを中心に「登録強化週間」を設定し、対面による集中的な募集を図った。 ・移動採血では街頭献血、大学取組時に募集を行った。 ・会員向け情報提供チラシを新規募集時に活用した。 ・国庫補助事業として講演会、 ②会員への情報提供 ・キャンペーンやイベント情報などを毎月1回メール配信している。 ・会員向け情報チラシを作成・配付した(登録・情報変更等に関する内容)。 ③国庫補助事業 ・健康相談事業:ヨガ・ボールエクササイズの講座を開設 ・講演会:複数回献血クラブに関するミニ講演会とヨガ教室を実施 ・情報チラシを作成 ④献血依頼メール ・特定の血液型の血液が不足したときに献血依頼メールを送信した。	①登録強化週間の実績 3回実施し、210人の新規登録があった。年度の総登録者数の7.2%にあたり、効果が大きい。期間中、職員が手作り登録強化週間バッジを着用した第3回目は、103人の登録があった。 ②国庫補助事業 ・ヨガ・ボールエクササイズの講座(参加64名) ・ミニ講演会とヨガ教室を実施(参加20名) ③献血要請メール 延べ7回、1,849人に要請し、平均13%の応諾があった。応諾期間を1週間程度とした統計としては安定した数字となっている。 ④問題点 アドレス変更などによる不着が多く、メール配信が多ければ多いほど登録解除になってしまう会員が増えてしまう。新規増も大切だが、不着対策が重要になっている。	・緊急時の依頼と言うことを主眼に登録をお願いする。

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
大阪府	【複数回献血者の確保について】	◎複数回献血推進のためのキャッチコピー(標語)を全国から募集した。	全国から2880作品の応募があり、関心の高さが伺われた。最優秀作品を活用し、啓発物品やラジオ等で広報した。	今後も、献血推進啓発のための募集事業を実施していく。
大阪府赤十字血液センター		① 献血ルームなどでの「Eメールクラブ」会員募集に加えて、大学献血実施の際にも募集を行う。 ② 会員に対する献血要請、および情報提供の実施。	会員数:7,325人(平成20年3月31日現在) 大学での献血時、担当職員が「Eメールクラブ」会員の特典を説明したところ、会員数が増加した。 ② 献血協力要請人数:延べ11,515人、 情報提供件数:50件	「Eメールクラブ」会員の更なる確保のため、全献血会場(献血車を含む)において募集を行う。また、会員に対するリアルタイムな情報提供のための方策を検討
兵庫県・兵庫県赤十字血液センター		7月の「愛の血液助け合い」運動月間及び1～2月の「はたちの献血」キャンペーン等において、複数回献血についても併せて啓発することとしている。 平成19年度においても同様に実施する予定。	市町広報誌(紙)等による献血ルーム、献血会等の紹介。 献血ルームから遠い地域では採血車による献血が唯一の献血手段であり、配車の有無が献血回数に影響する。	献血会場における栄養指導、住民健診の場における献血啓発等による献血者の確保
奈良県		報道機関への積極的な資料提供等の広報活動並びに街頭献血キャンペーンの実施による普及啓発	恒常的な血液不足状況に陥った場合、資料提供だけでは状況説明の繰り返しとなり、報道機関に取り上げてもらいにくい。	複数回献血を誘引する献血者サービスの実施等、注目されるような話題を効果的に報道機関に取り上げてもらう必要がある。
和歌山県		◎不採血者への健康アドバイス事業 ・複数回献血クラブ会員確保 ・成分献血ポイントカード配布	・比重不足を重点にし、次回の献血につなげる健康アドバイスリーフレット作成説明実施。 ・栄養士による栄養相談実施。 ・はがき、メールによるリピーター確保。	継続実施
富山県・富山県赤十字血液センター	◎複数回献血クラブ会員募集ポスター、チラシの製作(キャラクターとしてプロ野球独立リーグの地元チーム(BCリーグ)選手を起用)	・ポスターは1,000枚作成 献血協力事業所及び献血推進団体等に発送 ・チラシは20,000枚作成 献血者に配布 ・ホーム試合会場にて、35回ポスター掲示	・県民には関心の高い野球チームであるため、コラボ企画やチーム専属のメディア活用による広報の充実を図る	

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

ブロック名：中国・四国地区

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
鳥取県	【若年層献血者の確保について】	<ul style="list-style-type: none"> 高校生ボランティアの参加・協力を得て、「街頭献血キャンペーン」及び「研修会」の開催 高校生献血の推進・中学生・高校生を対象とした献血標語 ポスターの募集・小学生・中学生を対象とした親子見学会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 約70名の参加があり、高校生自ら献血を行うなど効果的であった。また、研修会では、血液や献血に関する研修は初めてであるという高校生が多かった。 保健所及び献血推進員が各高校を個別に訪問し、献血への理解と協力要請を行った。 標語：172点 ポスター：44点 夏休み中に血液センターで親子見学会を開催するとともに、イベントも行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報媒体を活用した啓発
島根県		<ul style="list-style-type: none"> 県内全高校生対象に献血に関するクイズ付きのリーフレットを配布、クイズに応募した全問正解者に図書券の贈呈 新成人を対象に成分献血に関するリーフレットを配布し、協力を依頼。 小学生及び保護者を対象に血液センター見学会及び献血教室を行い、スライドや映像、理解度確認テスト等により必要性を訴えた。 近隣の各種専門学校や地元テレビ局のイベント会場等で献血セミナーを行い、必要性を訴えると同時に未経験者へ積極的に呼びかけた。 	<ul style="list-style-type: none"> 高校献血でも400ml献血主体で取組んだが、対象者が制限されたことにより献血参加が消極的となり、リーフレットの配布も取り組みが鈍く応募数が激減した。 市町村が実施する成人式で配布いただき一部会場には、採血車を配車して協力を仰いだ。 児童、保護者計36名の参加があり、保護者からは学校行事として取り組みたい旨の要望があったため、平成20年度は実施回数を増やすことも検討する必要がある。 献血のことを知らなかったと言われる方の多くに協力いただいた。 	<ul style="list-style-type: none"> リーフレット配布の趣旨等を学校関係者に十分に説明し、より多くの生徒に届くよう方を講じる必要がある。 遠方の小学校児童も参加できるよう開催方法を工夫する必要がある。
岡山県		<ul style="list-style-type: none"> 学生献血推進連盟等の活動支援 高校生献血の推進 高校卒業生に対する献血の推進 小学生親子血液センター見学体験教室 	<ul style="list-style-type: none"> 各種キャンペーン等を実施するにあたり、啓発資料提供等、支援を行った。学生献血推進連盟を支援することにより、同世代である若年層へ献血の必要性を訴えることができた。 厚生労働省や岡山県作成のパンフレットを活用したホームルーム活動等を実施した。高校生の献血者数：1,067人(平成19年度) 400ml献血が可能となる高校卒業生全生徒を対象に、400ml献血への協力を呼びかける啓発チラシを配布した。配布数：約20,000枚 夏休み期間中、小学生児童の親子を対象に見学体験教室を実施した。 県内139校681名(保護者を含む)の参加があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 学生献血推進連盟構成員の増員及び新規加入校の勧誘を行うことにより、若年層への献血知識の普及を図る。 正しい献血知識の普及啓発と献血思想の醸成が必要。 400ml献血に対する知識の普及啓発が必要。 幼・小児期からの献血知識の普及及び父兄への献血思想の普及は必要。
広島県		<ul style="list-style-type: none"> 中高生を対象とした啓発用のポスター図案募集 小学生を対象にした体験学習会の共催 学生ボランティア活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 広島県献血推進ポスター募集 応募総数274名(中学生251名、高校生23名) 最優秀賞1点、優秀賞5点、佳作10点選出 血液センター見学会「なるほど献血教室」共催 夏休みの7月31日、8月1日、2日に開催 参加者230名(こども138名、保護者92名) 中四国学生統一献血キャンペーン(8/12、13) 全国学生クリスマスキャンペーン(12/23) 広報支援 	<ul style="list-style-type: none"> 献血離れの著しい若年層献血者の確保と献血意識の向上 子どもを通じて保護者への啓発 400ml献血がしたくてもできない者(比重不足、体重など)に対するケア 学校での食教育など

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
山口県	【若年層献血者の確保について】	<ul style="list-style-type: none"> 小学生親子血液センター見学体験教室 小・中学生を対象とした「献血出前講座」の開催 高校生等ボランティアの協力を得た、献血キャンペーンの実施 高校卒業記念献血キャンペーン(3月2～31日) 山口県学生献血推進協議会の育成 献血推進ポスター・作文の募集(中学・高校生)及び表彰式・発表会の開催 献血読本「SEISHUN!献血」作成配布による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 参加児童から多くの意見・質問・感想をいただき、将来献血可能年齢に達したとき必ず献血をサポートしてくれることが確信できた。 夏期14カ所 冬期10カ所で開催し、多くの高校生ボランティアの参加を得ることができた。 山口市内の高校3年生を対象に実施。 研修会や七夕献血、クリスマスキャンペーン等を通じた啓発の実施・ポスター168点、作文120点の応募があり、献血の必要性を訴えた作品が多い。 高校1年生全員及び、全中学・高校の各クラスへ配布(17,400部) 	<ul style="list-style-type: none"> 小学生など、年少期から献血への理解を深めることが必要であることから、学校(教育委員会)との連携の強化が必要。 献血体験の機会をつくる必要がある。
徳島県		<ul style="list-style-type: none"> 献血メイト20's推進事業 将来にわたって安全な血液製剤を安定して確保するため、若年層(特に20歳代)献血の一層の推進を図る。 ◎メモリアル献血キャンペーンの実施(グループ献血の推進) ○献血メイト20's推進キャンペーン事業の実施 ○若年層向け献血啓発小冊子「献血のおはなし」を作成し、成人式の会場等で配布した。 ○中・高校生を対象とした献血推進ポスターの募集、入賞作品の表彰及び展示。 	<ul style="list-style-type: none"> 効果 若年層への献血思想の啓発が図られた。 問題点 従来、初めて献血を体験する貴重な機会として、高校生の学校内献血を実施してきたが、400mL献血の推進という観点から、19年度途中からこれを休止している。学校内献血の代替となり得るような、効果的な普及啓発及び献血体験の場を確保することに苦慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種イベント、キャンペーンの効果的なPR ボランティア活動としての献血意識の向上
香川県		<ul style="list-style-type: none"> 高校生や大学生の献血ボランティアを対象としたキャンペーンを実施。 小学生を対象とした親子血液センター見学教室や、献血出前講座を昨年度初めて実施。 若年層が多く集まるプロバスケットボールの試合会場において献血PRイベントを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 献血ボランティアへの参加や、献血に関する基礎的な知識の学習により、なぜ献血が必要なのかを理解してもらえ、自分も献血に協力したいという気持ちに多少なりともつながることができた。 より多くの若年層に普及啓発を図るため、今後は保健所職員等の協力も得ながら、これらの事業を継続していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方では、人も予算も減少しており、県レベルでの大々的な広報は難しい。テレビコマーシャルによる広報は、インパクトも強く、非常に効果が高いと考える。国や日赤本社レベルでご検討いただけないか。
愛媛県		<ul style="list-style-type: none"> 小学生親子血液センター見学体験教室の開催 学校に対する普及啓発資料の提供及び献血出張教室の実施。 大学におけるボランティアサークルに対する活動の支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 「見学体験教室」は7月30日から5日間開催し、参加者児童103人、保護者74人の合計177人の参加があった。 将来の若年層に対しては、血液のはたらきや献血に興味をもってもらった。 小学生親子血液センター見学体験教室では、病院での実際の輸血現場も見学してもらい、命の大切さ・尊さについて実感してもらい好評であった。 大学生のボランティアサークルに対しては、献血の正しい知識の普及及び若年層の献血意識の向上を図るための活動を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> 本県でも若年層献血者数の減少が顕著であるため、将来の「献血予備軍」である小・中学生の普及啓発を行うとともに、大学生・専門学校生に対する献血呼びかけを推進し、引き続き若年者確保に取り組む必要がある。
高知県		<ul style="list-style-type: none"> ヤング献血スクールとして、高校生を対象に学校での献血体験や呼びかけの体験を実施 血液センター見学会(中学生) 各種団体青年部を対象とした献血セミナー 学生や楽団による献血PR 	<ul style="list-style-type: none"> 私立校2校で延べ3回実施 中学生対象の見学会は参加希望校がなく実施ができなかった。 2回実施。組織的な協力が必要 2回実施。若者を引き付けるものが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会との連携の強化が必要。 校長会や養護教員研修等への参入、献血バス予定表の各学校への配布(まず教職員の協力から)

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
鳥取県	【安定的な集団献血の確保について】	<ul style="list-style-type: none"> 企業団体献血の推進強化 地方自治体による集団献血の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 二次医療圏ごとに配置している献血推進員が企業団体を訪問し、協力依頼を行っている。 県・市町村・血液センターで献血推奨班を編成し、企業訪問を行っている。 各市町村との連携強化を図り、効率的な献血者確保を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県・市町村・血液センターとの連携強化が献血推進に効果的であることから、更なる具体的実施事項を明記する。
島根県		<ul style="list-style-type: none"> 実績に基づき、1稼働当たり、400ml、40本を目標に配車を計画し、ハガキやメールでの要請行動を行い、当日、近隣事業所への協力依頼を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 1稼働当たり平均37名の協力を得た。 要請を行った2,357人の内、190人(8%)の協力があつた。 依頼した近隣987事業所中371事業所から協力を得、メイン会場の36.2%で前年度より実績が増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 稼働効率を上げるためには、小規模な事業所を数多く回るより、土日開催のイベント等に配車して目標本数を確保することの検討が必要がある。
岡山県		<ul style="list-style-type: none"> 郊外の大型ショッピングモール等への配車 	<ul style="list-style-type: none"> 天候や献血間隔に左右されない県運転免許センター及び大型ショッピングモールへの集中配車を行うことにより、ほぼ安定的に献血者を確保することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な献血者の確保ができる新規献血会場の開拓が必要。
広島県		<ul style="list-style-type: none"> 血液センターと連携して、職域団体、学校等における献血推進のための呼びかけ 市町と地域献血組織の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町へ献血推進ポケットティッシュの配布(地域献血推進団体配布用)。 血液不足時に県施設において緊急献血実施 	<ul style="list-style-type: none"> 集団献血による適正在庫数の確保 不足予想時の緊急対応
山口県		<ul style="list-style-type: none"> ライオンズクラブ等各種協力団体、事業所での定期的な献血の実施。 新規団体、事業所等への調査、訪問 	<ul style="list-style-type: none"> 例年どおり実施 国の75出先機関に対し、調査を行うとともに協力要請訪問の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 協力団体とのコミュニケーションは不可欠
徳島県		<ul style="list-style-type: none"> 血液の不足する時期には、県庁等の大規模な事業所での企業献血を実施。 市町村、各保健所等より移動採血車の配車日を広報しPRしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な配車により、安定的に血液を確保することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな協力企業の開拓
香川県		<ul style="list-style-type: none"> 市町担当者会を実施し、市町の責務について再確認し、地域献血の推進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町の献血担当者が複数の業務を兼務しており、献血に関わる時間が限られている。そこで担当課長会を開催することで、献血の重要性を認識してもらい、推進に努めてもらった。 	<ul style="list-style-type: none"> 表彰制度の価値をより高めるため、表彰団体数の検討が必要であると考える。 献血サポーターのロゴマークの周知をはじめ、サポーター団体名の積極的な広報が必要である。
		<ul style="list-style-type: none"> 献血優良団体や積極的な献血推進団体に対し、知事から直接、表彰状の授与・伝達を行った。 献血サポーター制度の活用。 過去に献血実績はあるが、しばらく献血を行っていない事業所の再開拓に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 献血に理解のある団体を表彰することで、今後の積極的な取組につなげることができるものの、人口規模や企業数の少ない本県では、将来にわたって新たな団体を表彰し続けることは困難である。 献血サポーターに指定された団体名は、ホームページで掲載されているものの、より効果を高めるため、他の広報媒体による周知も必要と考える。 	
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> 企業等組織的な献血の協力団体に対し、協力回数を増やしてもらうよう要請。 新規協力事業所の発掘。 	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な献血者の確保。 約60団体の協力団体。(ライオンズクラブ・建設業協会)(問題点)協力団体構成員の高齢化の進行。 	<ul style="list-style-type: none"> 協力団体、協力事業所の確保は安定的な血液の確保につながるため、引き続き取り組む。 	

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
高知県		<ul style="list-style-type: none"> ・高知市内LC合同献血 ・商工会青年部、県遊戯業協同組合による県下の取り組み ・専門学校による1000人献血キャンペーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な呼びかけ、献血協力が得られた。 ・新たな献血者が確保できた。 ・H18. 6月にスタートし、1年後のH19. 6月に目標を達成することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青年会議所への働きかけを行う ・高知市内LC献血推進研究会の立ち上げをお願いする。 ・企業に対して、献血サポーター登録をお願いする。
鳥取県	【複数回献血者の確保について】	<ul style="list-style-type: none"> ・複数回献血クラブ会員の更なる募集 ・街頭献血への協力の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員への情報誌やチラシの発送とともに、血液不足時にメール等で協力依頼を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定的な献血者の確保及び緊急時の即時対応が行える体制作りと登録者へのサービス内容。
島根県		<ul style="list-style-type: none"> ・献血者全員に「複数回献血者クラブ」入会募集のパンフレットを配布し、入会を促した。 ・400ml献血登録者を募集した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動採血で400ml献血いただいた14,685人中708人(4.8%)に入会をいただいた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入会のメリットを積極的にアピール
岡山県		<ul style="list-style-type: none"> ・複数回献血クラブ「ももたろうEメールクラブ」の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・募食用パンフレットを作成し、全献血者に配布し、登録への依頼を行った。 ・検査及び着メロのサービス等、メリットを訴えた。会員数:1,443人(平成19年度末現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・メールによる操作が必要なため、登録まで至らないこともあるため、引き続き、献血実施後の休憩時間等を利用して、現場での登録を推進する必要がある。
広島県		<ul style="list-style-type: none"> ・次回献血を促す資料の作成、配布 ・不適格者(比重不足)に対する健康管理のアドバイスなどのサービス提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発パンフレットの作成、配布 ・比重不足により献血できない方に対して、健康管理のためのリーフレット配布 ・献血ルームにおいて栄養士による栄養相談実施(2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・献血不適格者へのフォローアップ及び次回献血の案内等による計画的な年間献血者の確保
山口県		<ul style="list-style-type: none"> ・複数回献血クラブチーム35会員の募集 	<ul style="list-style-type: none"> ・メールやDM等を活用した献血依頼の実施(現在会員約900名) 	
徳島県		<ul style="list-style-type: none"> ・過去の献血協力者を対象とした、ハガキによる献血依頼等(血液センター) ・複数回献血者への記念品の贈呈 ・複数回献血クラブ(Let'sけんけつクラブ)への登録(血液センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな複数回献血者が得られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・初回献血から複数回献血への移行の推進
香川県		<ul style="list-style-type: none"> ・献血依頼のハガキに複数回献血クラブへの登録の案内を掲載し、推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生を中心とした若年層の献血者の登録があったものの、登録数があまり増えていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員特典の充実や広報により、登録者数増につなげたい。
愛媛県		<ul style="list-style-type: none"> ・血液センターにおいて「複数回献血クラブ(愛称:リピートあいビー)」を設置。 ・年2回以上複数回の献血に協力してもらえ献血者を募集。携帯電話やパソコンから登録、メールで献血を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・19年度までの会員登録総数は867人。 ・緊急時の献血者確保につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録者数の増加を図るために、積極的に広報を行う。
高知県		<ul style="list-style-type: none"> ・複数回献血用推進パンフレット、チラシ、推進カードの配布。献血メールクラブの活用 ・協力団体から名簿の提供→ダイレクトコール ・栄養相談、健康相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数回クラブ会員は徐々に増加傾向にあり、献血への参加実数も増加している。 ・栄養相談、健康相談はいまひとつ盛り上がりに欠けたことから、企画を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・比重落ちの献血者への健康管理に対しての指導。

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

ブロック名：九州地区

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
福岡県	【若年層献血者の確保について】	<ul style="list-style-type: none"> ○学生献血推進協議会を中心とした啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・定例会、リーダー研修会の実施 ・献血キャンペーン中に学生によるイベントの実施 ○小学生を対象とした冊子の作成・配布 ◎小学校・中学校へ出張授業の実施 ◎大学生のインターンシップ受け入れ ◎インターネットを活用した啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○リーダー研修会 1泊2日 約60人参加 <ul style="list-style-type: none"> ・学生メンバーの企画によるクイズ、アトラクション、模擬店などを実施し、同世代へ献血参加を呼びかけた。(延べ参加者約200名) ○県内小学校194校に対し18,800部を配付し、次の世代への啓発を行った。 ◎学校からの要請により献血の大切さを教える出張授業を実施した。(2校 201人) ◎血液センターへの就労体験に県内の大学生を受け入れ、血液事業への理解を深めてもらった。(県内7大学から9名 各10日間) ◎献血の基礎知識、献血バス運行予定表、Q&Aなどを県のホームページに掲載し情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規の若年層の献血者確保のため、インターネット等若年層に利用の多い媒体による啓発
長崎県	【若年層献血者の確保について】	<ul style="list-style-type: none"> ○教育現場における献血の推進 ◎県内中学生及び高校生を対象とした献血普及啓発ポスターの募集 ○学生献血者の確保及び学生への啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○県高等学校長会、養護教諭理事会における献血普及啓発への協力の要請 ○合計63点の応募 ○学生ボランティア対象の研修会実施(30名程度参加) ○専門学校等の血液センター見学会実施(長崎50名参加、佐世保50名参加) ○サマーイベント等の際に学生による献血呼びかけや記念品配布等 	<ul style="list-style-type: none"> ○応募数増加のために募集時期等を考慮する必要がある。
熊本県	【若年層献血者の確保について】	<ol style="list-style-type: none"> 1 熊本県学生献血推進協議会への支援 10大学(12校舎)の学生献血推進リーダーへの研修、学園祭等での献血推進 2 小・中・高校生対策 啓発チラシ・グッズの配布(小・中・高の各卒業生用として各2万部配布) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各キャンペーン(学生献血クリスマス、はたちの献血)等において、学生が献血を呼びかけることにより、特に若い世代間の連帯感を育むとともに、将来的に献血者を確保する。 2 献血について、若いうちから意識付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から学内等において効果的な啓発活動を展開し、献血未経験者の増加を図る方策の検討。

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
大分県	【若年層献血者の確保について】	1. 小学校PTA献血 2. 中学生の施設見学及びボランティアの受入れ 3. 高校生対象の学内献血(400mL献血)の実施 4. 高校JRC生徒に対する献血についての講話 5. 学生対象の成分献血希望者の送迎 6. 青年会議所等への講話、ビデオ鑑賞 7. 学生主催献血イベントの実施 J-1サッカー試合前ピッチでの啓発活動	1. 父母の献血をする姿を見ることにより献血の啓発に繋がった。(問題点)母親が比重不足等で献血が出来ないケースが多い。 (小学校5校、幼稚園 日曜日) 2. 血液センターの施設見学、概要説明や献血ルームでのボランティア活動を通して献血の重要性を学んでもらった。(問題点)集約化により検査、製剤業務が無いので、今後は九州センターへの施設見学になるかと思われる。 3. ほとんどの学校にお願いに行ったが学校現場における400mL献血は困難。(問題点)先生方の献血に対する認識、意識が希薄であること及び授業時間に及ぼす影響で問題がある。 4. JRC生徒に献血への理解を深めてもらい、献血受付時のボランティアとしての活動にも協力頂いた。 5. 献血ルームにおける初回献血者を含む成分献血者が増加。 6. 献血の必要性に対する理解が深まり、会議所主催献血時の献血者の増加。 7. 入場している全てのサポーターへアピールができた。	1. PTA献血に取り組むことで、家庭内における献血の会話ができること。また、校内での献血風景が見られことにより生きた献血の啓発活動ができる。 2. 九州血液センターとして施設への見学者(団体)の受入れ体制はできている。 3. 学校側への継続的な働きかけが必要。 4. 講話のみならず、ボランティアとして献血活動に協力いただくことにより、より理解を深めてもらう。 5. 学生は入れ替わるので毎年継続的なPRが必要。 6. 若年層献血に繋がる組織的な協力団体の開拓(商工青年部・学生自治会・体育会など)
宮崎県	【若年層献血者の確保について】	<ul style="list-style-type: none"> 若年層を対象に献血呼びかけのテレビCMを「はたちの献血キャンペーン」の期間に放映。 学生献血推進協議会を中心に献血者確保のイベント実施。 	<ul style="list-style-type: none"> CM出演者が、知事及び地元出身歌手と話題性はあったが、献血者の増加につながったかどうかの効果判断が困難。 学生ボランティアが呼びかけることで、その友人や同世代の若者への啓発・献血協力が得られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中高高校生への献血啓発手段の検討が必要。
鹿児島県	【若年層献血者の確保について】	<ul style="list-style-type: none"> 小学生を対象とした献血おもしろゼミナール 中学生3年生を対象とした血液教育事業 県学生献血推進協議会の育成・強化 九州ブロック学生献血推進サミットin鹿児島の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 献血可能年齢に達した時の献血への協力が得られた。(200校、16,680人) 同世代の者が呼びかけることにより、若年層に対し、効果的な献血思想の啓発が図られるとともに、「九州ブロック学生献血推進サミットin鹿児島」の開催で活動が活発化した。 	<ul style="list-style-type: none"> 献血キャラクター「けんけつちゃん」の活用。(啓発用Tシャツの作成等) 高校生献血の拡大(教師・PTAを取り組む) 献血不適合者のフォローアップ
沖縄県	【若年層献血者の確保について】	将来の献血制度を支えていく高校生を対象に「献血教室」を実施している。	献血教室は、血液の仕組み等と輸血体験談の2部で構成しており、実際に輸血で命をつないだ方の体験談をおし、献血の大切を実感してもらっている。 しかし、献血教室の開催については、学校側の指導要領に含まれていないため、同じ高校しか行っていないのが現状である。	

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
佐賀県	【若年層献血者の確保について】	1.学生献血推進委員の研修 2.「はたちの献血キャンペーン」に併せたイベントの開催 ◎3.映画館での献血啓発CM放映 4.卒業前高校献血教室 5.大学、専門学校等での献血協力者へ献血啓発品を配布 6.ライオンズクラブ共催による大学献血	1.献血の基礎知識習得。 2.献血クイズなどを通し献血の知識を普及。若者の献血 3.若者が集まる映画館でCMを通し献血への呼びかけ。(2箇所の映画館:3コマ静止画2ヶ月、15秒動画1ヶ月放映) 4.卒業間近の3年生に献血の基礎知識を習得。 実施校を増やす必要有り(現在2校)。 5.初めての献血のきっかけになった。 6.ライオンズクラブからの共催記念品が好評。	高校生などを対象とした献血教室の実施。
福岡県	【安定的な集団献血の確保について】	○献血協力団体・市町村担当者研修会の開催 ライオンズクラブとの合同研修会 福岡県における献血事業についての説明 献血の必要性についての講話 ○ライオンズクラブ、血液センター、県の三者による意見交換会	○血液事業の現状と課題について説明し、献血に対する協力を呼びかけた。 県内4地区で計6回開催 計454名参加 ○献血事業を進める上での課題と対応策について意見交換を行うことができた。	○行政、企業、各協力団体との連携の推進 行政、企業、各協力団体と連携して情報交換、意見交換の場を設け、血液事業への理解促進、協力体制の強化を図る。
長崎県	【安定的な集団献血の確保について】	○新規事業所及び献血協力団体の開拓	○19年度は59団体を新たに開拓(毎月5団体開拓する事業目標)	
熊本県	【安定的な集団献血の確保について】	献血推進リーダーの活用 (リーダー:献血協力団体等において、その組織における献血啓発と献血計画等行政との連絡・調整に当たる者を献血推進リーダーとして県が委嘱。 リーダー数:430人)	安全で安定した血液の確保が見込まれるが、献血者の固定化傾向が見られ、献血未経験者との二極化が懸念されることから、更に効果的な啓発等施策を講じて献血経験者を増やしていく必要がある。	献血未経験者や献血から遠ざかっている人達を掘り起こし、献血会場へ向かわせる方策の検討。
大分県	【安定的な集団献血の確保について】	1. 自衛隊駐屯地における年間献血実施回数増への取り組み 2. 地元ラジオ局(1局)の血液センター有料放送枠の中で企業、団体献血協力の呼びかけ放送実施(平成19年11月から放送) 3. 学内献血実施時の特別処遇品の進呈	1. 19年度下半期に3箇所の駐屯地司令との話し合いで20年度に回数を増やして実施(3駐屯地計年9回→年14回へ) 2. 2団体が協力(実績200mL献血:6人、400mL献血:52人) 3. 若年層献血者が減少する中で対前年比400mL献血者は若干増加(学推協加盟校実績2,204人→2,260人)	1. 20年度実績を踏まえ3駐屯地とも年6回実施に向けて推進を図る
宮崎県	【安定的な集団献血の確保について】	・献血協力企業や団体への献血推進リーダーの設置及び研修会の開催。 ・成分献血協力企業名の新聞掲載 ・献血サポーター事業への参加推進(平成20年度新規事業)	・企業や団体に、推進リーダーを設置することで、より一層の献血協力を図り、献血者を安定的に確保することが期待できる。 ・企業の献血貢献をアピールし、県民にも成分献血を認識してもらえる。 ・献血サポーター事業によるサポーターマークの活用事例が少なく、参加要請し難い。	・新たな協力企業の確保。 ・全国レベルでのサポーターマーク使用の参考となる事例の紹介。
鹿児島県	【安定的な集団献血の確保について】	・ライオンズクラブ献血推進セミナー ・市町村献血推進協議会の再構築	・セミナー参加者:74名 ・市町村合併及び財政難のため活性化がむずかしい。	・市町村献血推進協議会及びボランティア団体が連携した広報活動の強化 ・献血協力事業所の新規開拓

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

「献血構造改革」の主な事項に関する取組

都道府県名	事項名	取組の概要(取組で重点を置く事柄を含む。)	実施結果(効果、問題点等)	平成21年度計画作成に当たり参考となる事項
沖縄県	【安定的な集団献血の確保について】	各保健所に献血推進員を配置し、直に企業等へ献血の協力を依頼している。	献血推進員が直に企業へ献血を依頼するため、即実績となる。	
佐賀県	【安定的な集団献血の確保について】	1. 献血協力企業団体への協力依頼。 2. 地域献血の強化について市町担当者に依頼。	1. 保健福祉事務所担当が、直接事業所へ協力依頼に出向くことが少なくなっている。 ライオンズクラブの研修会ができなかった。 2. 地域献血の協力が少ない	1. 継続した献血への協力依頼が必要。2. 献血協力団体であるライオンズクラブと共催することで高い実績を得られることがある。
福岡県	【複数回献血者の確保について】	○成分・全血献血者の登録の実施 固定施設(献血ルーム)及び移動採血会場において登録を依頼し、登録者に対して電話、ハガキ、メールによる依頼を実施 ○県職員の登録	○登録者数は順調に伸びている。 H19年度末登録者数 ()内18年度末 ・PC-CLUB 2,482人 (1,713人) ・メールクラブ 1,523人 (460人) ・400mL献血 391人 (H19.5.21～) ○血液不足時における協力依頼	○今までは、血小板を主体とした登録を行っていたが例年冬季に赤血球が不足するため、平成19年5月から血液型不足に対しても対応できるよう400ml献血の登録を継続している。
長崎県	【複数回献血者の確保について】	○400mL・PC献血クラブの会員を募集	○19年度は新たに354名を登録	
熊本県	【複数回献血者の確保について】	血液センターが取り組んでいる年間を通して複数回の献血に協力可能な人で構成する「複数回献血クラブ」の推進支援	複数回献血クラブ会員に対し、血液型別不足時の緊急的な献血依頼や複数回献血への積極的協力を依頼した。	複数回献血を呼びかける「知事からのメッセージ」作成検討中。
大分県	【複数回献血者の確保について】	検査結果異常なしの初回献血者及び献血ルームでのリピータに登録のお願い文書を出し、年間目標の確保。	19年度入会者732人を確保。安全な輸血用血液の確保。	広報誌、冊子等へ掲載してPR。
宮崎県	【複数回献血者の確保について】	・宮崎県複数回献血クラブの登録推進。	・登録者数がなかなか伸びない。	・年に1回の献血協力者に対し、2回目以降の協力をお願いして、クラブへの登録を推進。
鹿児島県	【複数回献血者の確保について】	・複数回献血クラブの普及啓発	・クラブ会員数:699名 前年比:237% 平成20年3月末 ・10/20(土)、11/10(火)実施	・会員特典のPR ・献血登録者の同クラブへの移行 ・夏場の献血協力者に対して、更に冬場の献血も要請していく。
沖縄県	【複数回献血者の確保について】	◎献血に対する正しい知識を県民にもってもらうため、県の広報番組で「献血について」を作製し、放映した。その中で、複数回献血者の登録制度を紹介した。	市町村の協力のもと、複数回献血者確保対策に取り組む必要がある。	
佐賀県	【複数回献血者の確保について】	登録用パンフレットを活用して案内。	平成20年3月末現在760人	登録者に対しリーフレット・情報誌等の配布、健康相談を行う。

(注)「取組の概要」欄の◎印の表示は平成19年度新規事業。また、参考として平成20年度新規事業についても併せて記載。

業務集約に伴う需給の考え方について

ブロック名:北海道・東北

都道府県名	【広域的な需給管理体制の取組について】
北海道	<p>・北海道ブロック血液センターにおいては、平成14年4月1日より、組織の一体化を開始し、また検査及び製剤の各種業務の統合化を段階的に行ってきた。その中で、献血による血液製剤の減損を最小限にすることを前提として計画的な採血計画を推進するため、本センター供給課内に需給コントロール機能を有する部門を設置し、併せて附属センターにもコントローラーを置いて、本センター並びに附属センターの一体的な需要予測に基づく北海道内の採血計画と在庫調整及び在庫移管を円滑かつ効率的に進めている。また、必要に応じて需給計画推進委員会を随時開催し、血液製剤の需要予測に基づく供給及び採血計画の立案、血液製剤の過不足にかかわる採血計画の調整、原料血漿の確保計画、その他血液製剤の需給に関することについて審議することとしている。</p>
宮城県	<p>・集約化により、大量需要について対応しやすくなる反面、県内での採血状況及び供給状況がわかりづらくなるため、血液センターとの情報交換が重要。</p>
福島県	<p>・以下について、集約化による弊害が懸念される。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①緊急時にも対応可能な十分な在庫量の確保が懸念されること。 ②福島県赤十字血液センターは、医薬品製造所としての改正薬事法対応の製造技術能力を有しており、新築移転時の県補助等の経緯を考慮すると県民の理解を得られないこと。 ③血小板製剤の需要の増加が見込まれる中で、血小板製剤の確保と血小板献血者の減少が危惧されること。 ④恒常的な赤血球製剤の減少時期における適正在庫量の確保対策について懸念が生じること。 ⑤福島県赤十字血液センターは、医薬品製造所としての十分な供給能力と隣県等の危機管理時への役割が果たせる施設であり、製剤業務存続は、効率性を上回るメリットがあること。
岩手県	<p>・業務の集約化は、需給調整が円滑に行えるという利点がある一方、搬送距離(又は時間)が長くなることによる、採血時間の制約や、悪天候に伴う供給困難も想定される。しかし、このようなデメリットを順次解消していくことによって、最大のメリットである安定的な需給態勢が構築できるものと考ええる。</p>

業務集約に伴う需給の考え方について

ブロック名: 関東甲信越地区

都道府県名	【広域的な需給管理体制の取組について】
栃木県	血液在庫の過不足状況の把握に努め、常に情報を発信するなどし、広域的な需給管理を行っていききたい。
群馬県	現在の血液事業は、血液製剤を使用する分だけ献血で賄うという考え方で事業を行っているため、広域的な需給調整を行うことは有用なことだと考える。 ただし、血液製剤を使用する医療機関側の立場に立つと、緊急の輸血に対応できるかどうか(発注から製剤受領までの配送時間は適当か)という点も考慮しなければならないと思う。
埼玉県	当県においては、血液センターの業務集約に伴い、検査・製造等が行われることとなるので、品質管理体制の強化等について指導していく。
千葉県	RH(-)血液及び期限間近の血液については、基幹センターが主導し有効活用を図っている。
東京都	ブロック内において、定期的に会議を開催し、需要にかかる計画の検証や調整、実績の検証を行い、ブロック全体としての血液の安定確保による安定供給をすすめている。
神奈川県	・採血や製造については、集約することによる効率化が図れるが、供給業務について迅速な応需ができる体制を常に維持していく必要がある。 ・当県では、平成20年度に3カ所の血液センターを2カ所に集約したが、配車計画及び献血登録者への依頼計画等の策定を含めた需給管理については、全て本センターによる一元管理とし、集約したことによるスケールメリットを最大限に生かした安定需給実現への取組を行っている。
新潟県	広域的な需給管理体制により、血液の期限切れ等が減少し、より効率的な採血体制が構築できると考える。
山梨県	当県血液センターは、平成14年12月から東京都血液センターと検査集約を行うとともに、有効期限の短い血小板は東京で採血し、その交換分として、血漿製剤を山梨で採血するという採血量の調整を実施している。また、今年度中に東京都血液センターへ製剤集約も予定している。 県としては、今後も需給管理体制に問題はないと考え、取組は特に行っていない。
長野県	長野県血液センターにおいても埼玉県血液センターとの製剤部門の集約が検討されている。 業務集約により稀少血液の入手がしやすくなる。血液の有効利用を図ることができる。在庫調節が楽になる等のメリットがある。 一方で、災害時など危機管理体制の確立が必要である。
茨城県	本県血液センターは、検査業務については平成19年4月から東京都センターへ委託し、製造業務については平成21年度を目途に埼玉県センターへ集約予定となっているが、速やかに関係機関へ情報提供を行っていく必要があると考えている。

業務集約に伴う需給の考え方について

ブロック名：東海・北陸・近畿

都道府県名	【広域的な需給管理体制の取組について】
石川県	血液事業本部の動きにより今後検討する。
福井県	遠隔地への血液製剤の輸送について、採血後4日間しかない血小板製剤が輸送時間等で数時間消費されてしまうため、その対策が必要となる。
岐阜県	特に問題はないと考えるが、製剤業務の集約化後、万一血液製剤に広い範囲で不備、不良品が発生した場合等、他のエリアからの供給体制には、万全を期していただきたい。
静岡県	業務集約により、医療機関への血液供給が遅延することのないように体制を整備することが求められる。
愛知県赤十字血液センター	都道府県単位で必要採血数の確保を基本に集約化を実施することとなるが、需給については集約後の施設間での日々の調整により血液製剤の期限内での有効活用が図られる。
滋賀県	基幹センターで在庫管理を行うことにより、府県への供給に時間がかかるため、特に緊急時の供給について対策が必要である。また、各県でデポ的に在庫を持つ場合、有効期限のせまった製剤がそのまま使われることなく廃棄血となるようなことがないよう管内で有効活用するための対策が必要である。
京都府	臓器移植や心臓外科手術等先端医療を担う大学病院をかかえる都道府県においては、特に広域的な観点からの需給体制の構築を検討する必要がある。
兵庫県・兵庫県赤十字血液センター	県内の血液製剤の在庫量が適正在庫数を大きく下回る等、緊急的な対応が必要となるケースでは、ブロック単位での融通を行う等、広域的な管理体制の構築が必要と考える。
奈良県	従来どおり、県内自給を基本とした需給計画に基づき管理を行っているが、適正在庫維持が困難な場合は、ブロックの基幹センターへ調整を依頼している。広域的な需給管理体制への新たな取組については、まだ体制として具体化されるに至っていない。
富山県・富山県赤十字血液センター	平成21年4月から北陸3県の製剤業務集約により、3県分の血液製剤が一旦、石川県で在庫されるため、現状よりは需給管理の効率が上がると思われる。

業務集約に伴う需給の考え方について

ブロック名：中国・四国地区

都道府県名	【広域的な需給管理体制の取組について】
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に1日3回、定時に輸送が出るため、円滑な供給体制が作れる。 ・鳥取、岡山等、5県にコンピュータシステムを導入し、採血状況、在庫状況等をリアルタイムに確認しながら採血計画等に反映できるため、ムダな採血、不足時の迅速な対応等が可能。 ・より品質の均一な製剤が供給できる。
島根県	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度から西中国グループ内で検査集約を開始したのと同時に、血小板製剤の一体運用を開始し、有効利用や期限切れの減少を図った。 ・今年度からは、製造業務を広島センターに集約し、赤血球製剤についても県内需要に合わせて広島センターから受け入れることにより、血液型別の過不足を生じることなく、さらに有効利用の促進が図られている。
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の枠を超えて輸血用血液製剤の需給を管理することにより、医療機関への安定供給体制を構築するとともに、輸血用血液製剤の期限切れを減少させ、献血血液の有効利用を図ることめざしている。
広島県	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
山口県	<ul style="list-style-type: none"> ・血小板製剤について血液型の偏りがあり、需給調整でやり取りが多くなった。(医療機関からのオーダーに全て応えられた。)
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で使用される血液製剤が集約化後も支障なく、安定的な供給が確保されるよう要望。
香川県	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な需給管理を行うことにより、血液型別の過不足の解消・期限切れ血液製剤の減少が見込まれる。しかしながら、広域的な需給管理体制を行うには、献血受入計画の段階から各県の枠をはずし、広域的な献血受入計画の策定及び血液製剤の在庫管理が必要とされる。今後は血液センターでの製剤集約に合わせ、製剤集約単位での県及び血液センター間の調整を早急に行うべきと考える。
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、検討中。
高知県	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では具体的なことが分かっていないが、医療機関への安定的な供給に支障がないよう需給管理体制を整備しなくてはならない。

業務集約に伴う需給の考え方について

ブロック名:九州地区

都道府県名	【広域的な需給管理体制の取組について】
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・各県で需要に見合った採血を行うことを基本としながら、集約施設で県域を越えた需給調整ができるため、効率的な採血が可能となる。 ・採血実施については、集約施設と各血液センターによる需給会議等を開催し、綿密な連携により効率的に安定的な血液確保ができる体制をとっている。 ・在庫管理についても、集約施設と各血液センターと調整し適切な在庫確保に努めている。
長崎県	○九州管内で統一的な在庫管理が可能となるため、効率的な運用が可能になると判断している。
熊本県	血液製剤の需給管理体制は、各県の血液センターと九州血液センター間での調整が必要と思われるが、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」第10条では、各県ごとに献血推進計画を作成し確保すべき血液の目標量を定めることとされており、基本的には各県の需要に応じた血液量を各県で確保しなければならない。それを基に広域的な需給管理体制の取り組みをすべきであると考える。(そこで、今後の血液不足時における対応や適正在庫の考え方等について、具体的に御教示いただきたい。)
大分県	自給自足を原則としているが、ブロック内の在庫状況あるいは在庫数の推移のシミュレーション結果に基づき九州センターからの指示により、稼働台数の調整や型別不足時に特定の血液型の献血者に協力を依頼し確保を行っている。
宮崎県	危機管理体制の整備をお願いしたい。 特に台風等で交通機関がマヒした場合の、採血血液の取り扱いや血液製剤の搬送手段等の検討をお願いしたい。
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ・献血された血液の有効利用につながり、期限切れ血液製剤の減少が期待できる。 ・広域化されたことにより、各県の責任が分散化され、他県まかせになるのが気がかりである。 ・各県の補助金や献血事業に対する予算の削減等が出てこないか懸念される。
沖縄県	当県は、検査業務が集約業務となっている。
佐賀県	昨年度末より九州地区での集約化が始まっているが、本県ではすでに検査業務(H11)、製剤業務(H13)について福岡県と集約を行っているところである。今回の集約化に伴い、今まで以上に需給管理体制の効率化が図られ、医療機関等への供給がよりスムーズに機能されることを希望する。

市町村合併等を踏まえた、今後の地域献血の在り方について

ブロック名 北海道・東北

都道府県名	【地域の状況変化に伴う献血推進の問題点等】
北海道・青森県・宮城県・福島県・岩手県	<p>・市町村合併に伴い、人員の削減、予算の削減があり、市町村献血推進担当者は、他の業務も大幅に増えており、住民、事業所、団体等への推進活動がきめ細かくできない状況にある。特に、都市部に献血推進の影響がでている。今後は、人口動態も見極めながら、各市町村の年間稼働計画の見直し等、対応策を講じていく必要がある。</p> <p>・中小企業を対象とし献血車を用いた事業所献血が主流であり、事前渉外活動が採血量に大きな影響を及ぼす。これは、各地域の献血担当者個人の力量に依存することが多いためであって、市町村合併に伴う活動エリアの拡大は、各事業所への渉外活動の希薄化が懸念されるところである。そのため、これを補うため、メディア等を活用した新たな啓発方法を考えていく必要がある。</p>

市町村合併等を踏まえた、今後の地域献血の在り方について

ブロック名 関東甲信越地区

都道府県名	【地域の状況変化に伴う献血推進の問題点等】
栃木県	<p>市町村合併に伴い、これまでの献血の実施体制が十分に承継されなかった市町が見受けられる。例えば、旧町では地域の回覧板に献血の実施を簡易な手続きで掲載できたが、市に合併してからは手続きが煩雑になったことから、市の広報紙に掲載する程度になり、献血者が減少したという市もある。また、旧庁舎に担当者が不在になっている例もある。</p> <p>こうしたことから、今後は、地域に根ざした新しい献血の実施体制を構築する必要がある。</p> <p>そのためには、各市町村担当者の意識の醸成をはじめ、地域で活動するボランティア団体との連携を図りながら、献血の普及啓発を行うことが必要と考えられる。</p>
群馬県	<p>合併による市町村数の減少に伴い、担当者数も減少し、地域に根ざした効果的な広報が難しくなっている。そのため、1稼働あたりの献血者数が減少し、効率的な献血者確保が難しくなっている。</p>
埼玉県	<p>市町村献血組織の組織率の低下が危惧される。</p>
千葉県	<p>献血担当者が1人で献血業務を担当するため、合併前のような関係団体との連絡調整及び動員を図るべく、連携体制の強化を図っている。</p>
東京都	<p>少子高齢化に伴い、地域献血においても献血協力者確保に影響が出ている。</p> <p>献血推進協議会との連携強化。未設置の場合は積極的に設置を引き続き働きかける。</p>
神奈川県	<p>地域によっては、固定的なルームでの採血に適している場所と流動的な人の流れに対応できる移動採血に適している場所がある。本県では、県下の採血状況の分析を行い、実績の芳しくない地域のルームを閉鎖、移動採血車によるカバーとし、人の流れの多い地域(横浜駅周辺)に新規にルームを開設し、県全体での効率のよい採血業務ができるよう見直しをした。</p>
新潟県	<p>市町村合併により、献血担当者、予算ともに減少し、住民への啓発等のきめ細やかな対応が困難になってきている。</p>
山梨県	<p>合併による人手不足、財政事情等さまざまな要因から献血推進事業を行うことが困難な状況であると思われる。</p> <p>献血推進協議会を設置している市町村数が減少し、現在3市町のみとなり、市町村主催献血の実績量は、平成15年度に比べ、平成19年度は73.5%まで落ち込んでおり、苦慮している。</p>
長野県	<p>市町村合併の結果、献血担当職員の全体の業務量が増加するとともに、対象地域が広くなることにより、従来のような、効果的な広報などの対応が難しくなっている。</p>
茨城県	<p>旧市町村役場が支所になってしまったため、献血会場として献血者の確保が難しくなり、天候に左右されやすい街頭献血が多くなっている。</p>

市町村合併等を踏まえた、今後の地域献血の在り方について

ブロック名：東海・北陸・近畿

都道府県名	【地域の状況変化に伴う献血推進の問題点等】
石川県	役場が支所等になって職員数が減り、従来の献血者数が確保できなくなった。
福井県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の献血離れに歯止めをかけるため、平成20年度についても各市町の献血担当者の協力を得ながら、全ての市町単位で移動採血車の配車計画を立てている。 ・市町村合併により、1つの市町が大きくなったため、市町の献血担当者との連携をさらに密にし、地域に根ざした啓発活動が必要である。 ・山間部などでは、人口も少なく、採血車1台あたりの採血数は減少する場合も予想されるが、その地域で広く広報を行い、気軽に献血ができる機会を設けると共に、その地域での献血未経験者をできるだけ減らすことが、将来の献血者を確保することができると考えている。
岐阜県	合併により、市町村献血担当者の人員削減及び献血関係予算の減少のため、特に山間部等へのきめ細かな対応が困難である。
静岡県	市町村合併により、市町村区域が広がる一方、各地域における献血事業担当者の配備が減少しており、地域に対してのきめ細やかな対応が困難となってきている。
愛知県赤十字血液センター	合併により以前より多くの、市町村の献血担当者が業務を兼任する施設が存在することになり、献血計画の詳細な打合せが出来にくくなるなど、支障をきたしている。
三重県	合併前の市町の推進協議会の有無、協力体制等の差異があるため、地域によっては合併後、一時的に協力体制が弱体化する可能性がある。そのため、県と血液センターが共催する市町献血担当者会議等において市町への協力依頼を行っている。(課長会議と担当者会議を隔年で実施)
滋賀県	市町村合併に伴う地域献血の希薄化および人員削減に伴い市町献血担当者の業務多忙による意欲の低下を懸念している。また、母体が交通の不便なところにあり、移動採血バスによる採血割合が70%を超す本県では、市町にバスが配車されても一般の献血協力者が集まらず、市町の担当者は、献血の推進・啓発活動にまで手が回らないことが多い。
京都府	高齢化の進展に伴い、献血可能対象者が少ない地域があり、若年層の集まる地域での計画的な献血会場の選定が困難、「はたちの献血」については、成人式の企画が市ではなく、実行委員会形式になった市があり、啓発物品配布の協力が得られないケースが発生

市町村合併等を踏まえた、今後の地域献血の在り方について

都道府県名	【地域の状況変化に伴う献血推進の問題点等】
大阪府	平成17年に堺市と美原町が合併し、現在43市町村に献血推進協議会が設置されている状況である。屋間人口の少ない市町村では献血者の確保が難しい状況にある。
兵庫県・兵庫県赤十字血液センター	合併前の献血担当職員数が確保できていない市町では、広域を少数の職員で対応しなければならないことから、地域住民への広報活動や事業所等への献血依頼等について、きめ細かな活動が困難になっている。 また、支所(旧役場)等の職員数も減少していることから、市町職員献血における献血者の確保にも影響が出ている。
奈良県	合併による市町村数減少に伴い、県内街頭献血キャンペーンにおいても市町村による実施のべ回数が減少する傾向にある。また、県内全体の市町村担当者人数も減少し、啓発が主となる献血関係事業については、予算も縮小化の対象となりやすく、合併による行政規模拡大に比例する予算の増加は、見込めない状況である。 したがって、献血関係事業においては、少ない予算と人員で、アピール度の高い効果的な啓発・広報をして、計画的に効率よく血液を確保することが必要となっている。
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併により、担当部署の統合や減員が発生し旧市町村の体制と比較すると、きめ細かい対応ができにくくなることが危惧される。 ・市町村・関係団体・協力企業・血液センター・県間での情報交換等連携を強化する必要がある。
富山県・富山県赤十字血液センター	<ul style="list-style-type: none"> ・献血推進の担当者によって、取り組み(熱意)に温度差がある。 ・市町村庁舎での献血の際は、対象が庁舎内職員に限られているような感(誤解)がある。 ・本年度初めの市町村担当課長会議で、地域内の企業及び住民への献血依頼と広報の強化を図り、献血者の確保により採血車一稼働当たりの人数の向上をお願いした。 ・各市町村職員には年2・3回(1回当り8名)成分献血のため献血ルームに来ていただいているが、合併により献血回数が減っている。

市町村合併等を踏まえた、今後の地域献血の在り方について

ブロック名：中国・四国地区

都道府県名	【地域の状況変化に伴う献血推進の問題点等】
鳥取県	・旧町村の職員数が3～4割減少し、献血担当者が他業務も多く抱えるようになり、地域に密着したきめ細かな啓発、献血者確保が困難な状況である。
島根県	・合併に伴い、支所となった役場等の職員数の減少により、献血者が激減していることに加え、献血者確保活動が十分に行えないことから、支所単位での必要量の確保が困難となってきており、エリアを広げて配車しているが、稼働時間中の実採血時間が短くなって効果がなかなか上がらない。
岡山県	・市町村献血担当者が合併に伴い広域な地域を今までよりも少人数で担当するため、きめ細やかな配車計画の策定が困難。 ・市町村献血担当者が多忙となり、前年通りの配車計画となるため、新規事業所開拓等の余裕がない。 ・地域に根ざした広報活動が困難になってきており、地域住民に広報が行き届かなくなった。
広島県	・特になし
山口県	・市町村合併により、旧町・村の献血担当窓口が無くなり広域的推進が困難となった。本庁と総合支所・事務所(旧町村)との連携が不可欠と考える。
徳島県	・徳島県では、市町村合併により50市町村が24市町村となったことに伴い、市町村担当者も削減され、社会福祉協議会の活動も縮小された。また、大半の市町村、社会福祉協議会には献血推進に関する予算が付いておらず、担当者の事業推進意識の低下が懸念される。
香川県	・合併により市町の区域が広域化するとともに、献血担当者数も減少していることから、地域の献血推進者とのつながりが薄れ、地域に密着した献血推進が困難になってきた。ライオンズクラブなどのボランティア団体に頼る度合いが、ますます強くなっている。
愛媛県	・合併によって市町の所管区域が広域化し職員数が減少するとともに、血液事業の予算や担当職員も減ってきており、市及び町における献血推進の意識が薄れてきている。
高知県	・市町村合併による広域化・集約化により、従来のように地域に手が回らないことも懸念される。現に、合併により地域によっては大きく減少しているところもあり、市町村の取組みの温度差が影響しているとも考えられる。そのため、①福祉保健所単位でのブロック会議等による情報交換、取り組み意識の醸成②市町村の献血推進員の再編成等による取り組み姿勢の強化が必要である。

市町村合併等を踏まえた、今後の地域献血の在り方について

ブロック名：九州地区

都道府県名	【地域の状況変化に伴う献血推進の問題点等】
福岡県	市町村合併に伴い、97市町村から66市町村になっており市町村の献血担当者が減少している。一部市町村では、担当者が他の業務と兼務しているため十分な献血の推進ができない状況である。市町村によっては、合併前に実施していた献血回数や配車台数の見直しを余儀なくされ、献血の計画の見直しを行ったケースもあり、献血者が減少傾向にある。
長崎県	○合併により市町村が支所等に統合されたことで、献血担当者の減少や献血に対する意識の低下により以前の市町村のようなきめ細かい対応が今後困難になることが予想される。 ○今後は各地域において献血協力会といった取り組み強化へ向けた体制づくりが必要。
熊本県	○市町村合併により新たな枠組みの地域献血推進協議会の設立が必要とされる所であり、その設立に向けて本県も働きかけているが、新たに設立したのは、16合併市町村中6市町村。(平成19年度末現在) ○合併による市町村の組織再編等で合併後残った市町村の本庁には献血担当者が配置されているが、合併で消滅した市町村数に応じて、その分の献血担当者も減少している。このため、従来に比べ献血に対する取組みに後退(担当者等の献血推進意識の希薄化。献血の啓発機会の減少。献血協力団体等に対する折衝頻度減少等)が見られる。
大分県	1. 国、県・市町村、血液センターとのさらなる密接な連携が必要。特に市町村役場の支所、振興局の献血に対する協力体制の強化を図るよう働きかける。 2. 市町村合併により、血液事業予算及び献血推進協議会設置市町村が減少している。市町村の献血推進強化対策の実施が必要。 3. 地域における広報への取り組みの強化(有線放送、ケーブルテレビ、広報車の活用) 4. 事業所等の統廃合に伴う献血協力団体の減少への対策として、新規協力団体開拓の推進。
宮崎県	市町村合併に伴い、市町村の献血担当者の減少や献血関係予算の削減等で、献血推進協議会の設置や開催が減少してきている。また、献血バス配車等でも地域密着性が薄れてきており、献血者数も減少してきている。献血担当者間の情報交換会や研修会等で献血推進への認識の向上が必要。
鹿児島県	・合併により、本庁或いは支所となる役場等の採血場所・時間の調整が生じている。 ・合併して、担当者が本庁のみとなったところもあり、全体として血液事業に対する意識の低下が見られる。
沖縄県	市町村の最小単位である自治会単位で献血推進を図れば、市町村合併に伴う問題は対処できると思われる。

市町村合併等を踏まえた、今後の地域献血の在り方について

都道府県名	【地域の状況変化に伴う献血推進の問題点等】
佐賀県	<p>旧町の献血担当者は昔からの引継で、献血事業を業務と認識し、各関連団体等への声かけなどの推進活動を行っていた。合併により若い職員が担当となった支所などでは、献血担当の業務イコール献血バスを受け入れる部署としか捉えられていない。</p> <p>県内49市町村が昨年度までで20市町へと合併した。毎年、献血推進協議会の設置状況を調査するが、実際に開催している市町は1町程度でほとんど機能していない。市町でも財政難により献血関係の予算措置は難しい。地域献血の中心であった庁舎での献血も、支所(旧庁舎)では職員数が減っているため献血協力者が激減し、バス運行計画を立てることが困難な場合もある。</p>